

# 「部活動指導員」の概要



## 部活動指導員の制度化 (H29.4.1施行)

学校教育法施行規則  
第七十八条の二

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

※ 義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については準用規定。

## 任用に当たっての体制整備

### 規則等の策定

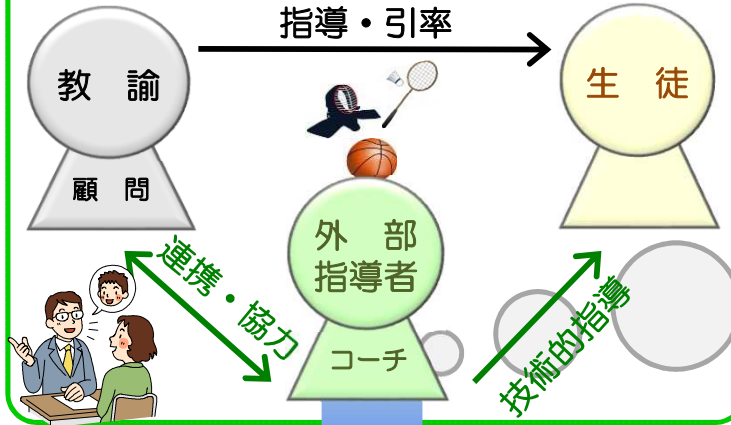
学校設置者は、身分、任用、職務、災害補償、服務等に関する事項等必要な事項を定めた部活動指導員に関する規則等を策定。

### 研修の実施

学校設置者及び学校は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。

## 外部指導者の活用（従来）

外部指導者は、顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。



活動中の事故等に対する責任の所在が不明確であることなどから、外部指導者だけでは、大会等に生徒を引率できない

## 部活動指導員の任用

### <職務>

実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動(大会・練習試合等)の引率※、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営(会計管理等)、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応等

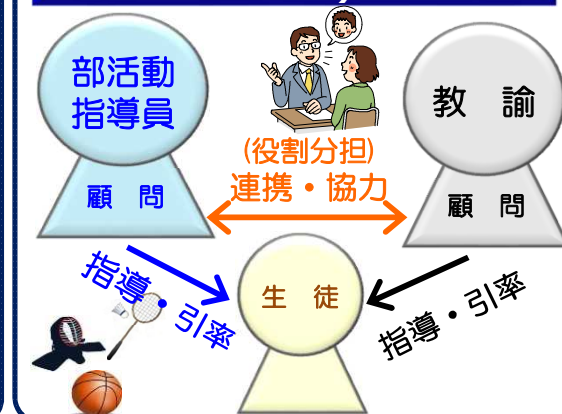
※ 大会の主催者である中体連や高体連、高野連等において、関係規定の改正等を行う必要がある。

部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。

### ケース1 (部活動指導員が顧問)



### ケース2 (部活動指導員及び教諭が顧問)



# 学校における教育相談体制の充実に向けて

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、  
 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的な  
 スタッフを学校に配置し、教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。

## スクールカウンセラー等活用事業

平成29年度予算額4,559百万円(平成28年度予算額4,527百万円) 補助率: 1/3

家庭(保護者)

教職員

助言・援助

助言・援助

## スクールカウンセラー

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

悩みのある児童生徒  
へのカウンセリング

児童生徒の  
抱える諸課題

いじめ  
暴力行為  
不登校 など

緊急支援派遣

心のケアを要する  
事象の発生  
(自殺、災害等)

児童生徒

友人

家庭

地域



## スクールソーシャルワーカー活用事業

平成29年度予算額1,258百万円(平成28年度予算額972百万円) 補助率: 1/3

教職員

関係機関

連携・調整

連携・調整

児童相談所、福祉事務所、弁護士  
保健・医療機関、適応指導教室、  
警察、家庭裁判所、保護観察所 等

## スクールソーシャルワーカー

福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、  
過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績  
等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

児童生徒が置かれた様々な  
環境の問題への働き掛け

児童生徒の  
抱える諸課題

いじめ  
暴力行為  
不登校 など

貧困対策等

子供の貧困  
ひとり親家庭  
児童虐待 など

児童生徒

友人

家庭

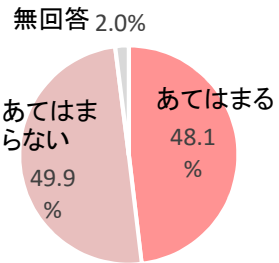
地域



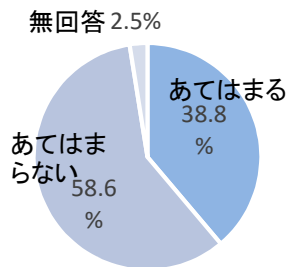
# 教員勤務実態調査 ～学校調査[暫定集計]学納金の処理～

学納金の処理については、給食費・その他の学納金ともに銀行振込・口座引落しが多い。

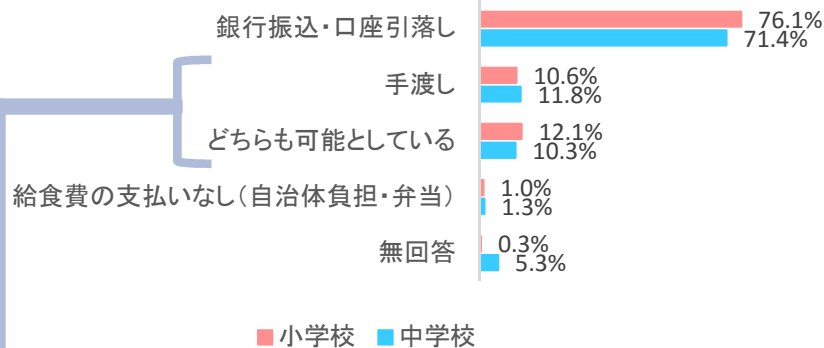
Q 給食費の公会計化がなされているか  
\_\_小学校



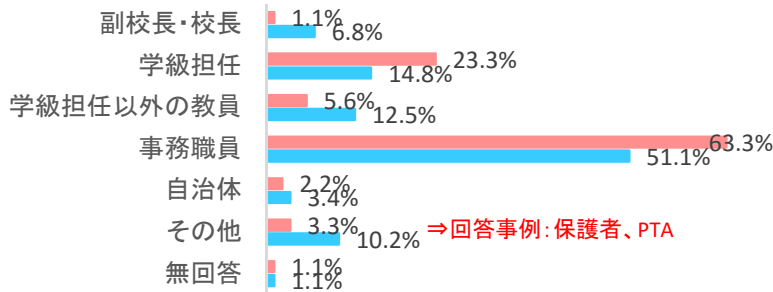
\_\_中学校



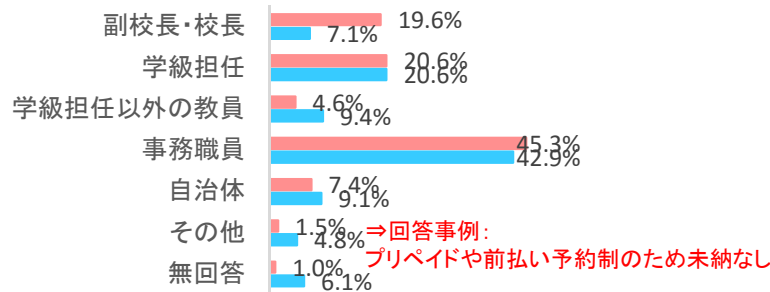
Q 給食費の処理をどのように行っていますか



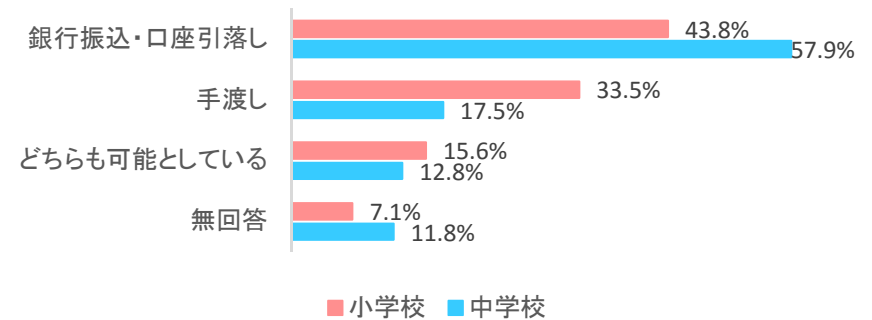
Q 「手渡し」「どちらも可能としている」場合、給食費の徴収は誰が担当していますか



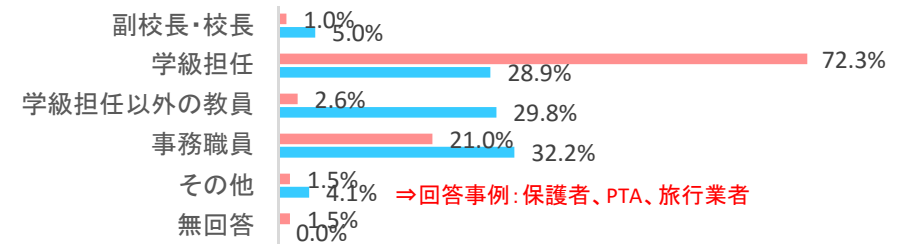
Q 給食費の未納の督促等を誰が担当していますか



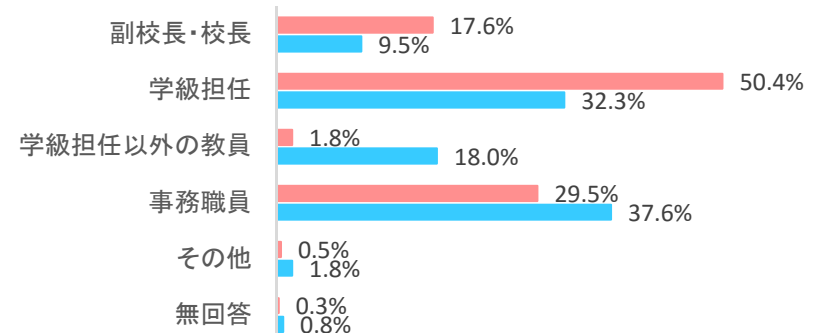
Q その他の学納金(学用品、PTA会費、修学旅行費)の処理をどのように行っていますか



Q 「手渡し」「どちらも可能としている」場合、その他の学納金の徴収は誰が担当していますか



Q その他の学納金の未納の督促等を誰が担当していますか

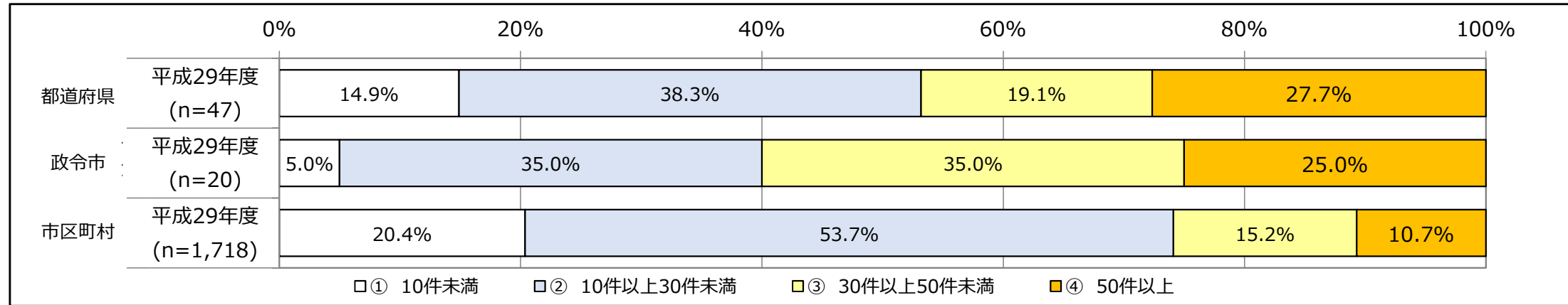




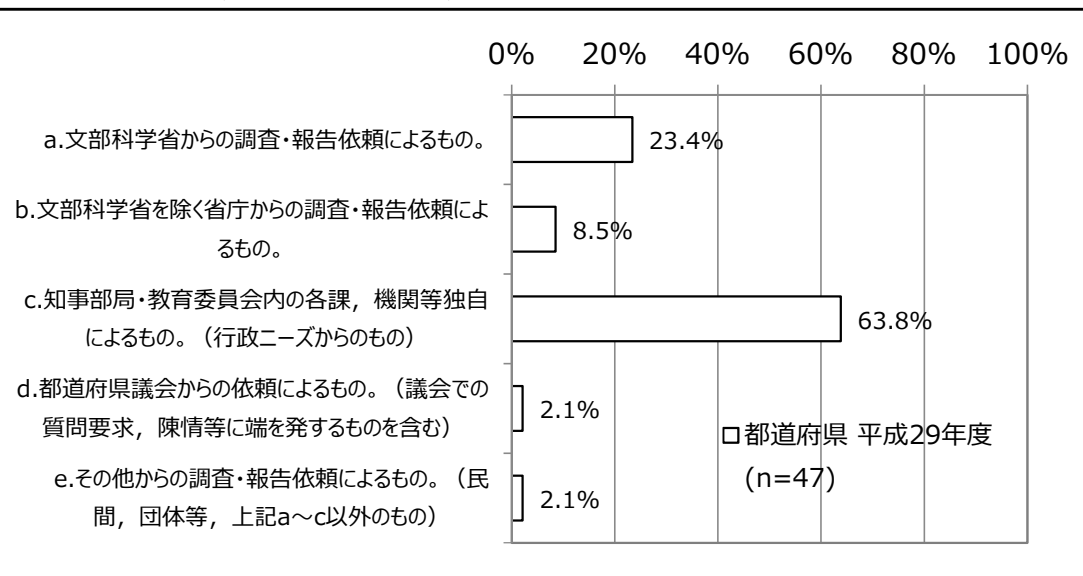
# 教育委員会から学校に対して行っている調査・報告依頼について

- 教育委員会(全課)から学校に対して行っている調査・報告依頼について、平成29年3月の1ヶ月間の概ねの案件数は、「10件以上30件未満」と回答した都道府県は38.3%、政令市は35%、市区町村は53.7%となっている。
- 調査・報告依頼のおよその依頼元としては、「知事部局・教育委員会内の各課、機関等独自によるもの」が都道府県は63.8%、市区町村は59.7%、「市区町村の首長部局・教育委員会内の各課、機関等独自によるもの」が政令市は75%となっている。

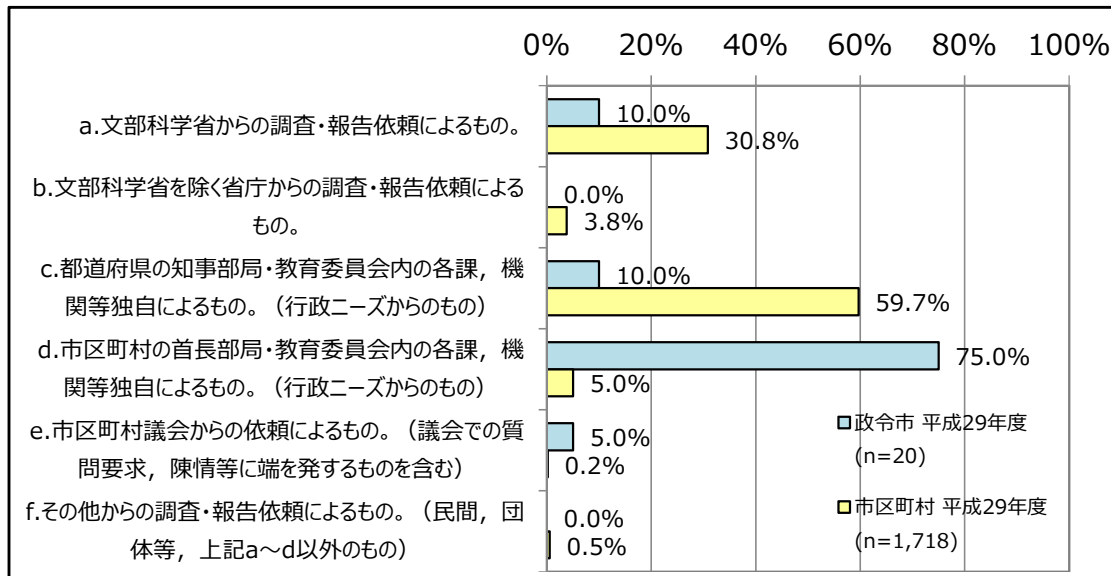
■教育委員会から学校に対して行っている調査・報告依頼の1ヶ月間(平成29年3月)の概ねの案件数



■調査・報告依頼のおよその依頼元(第1位を選択したもの):都道府県回答



■調査・報告依頼のおよその依頼元(第1位を選択したもの):政令市、市区町村回答



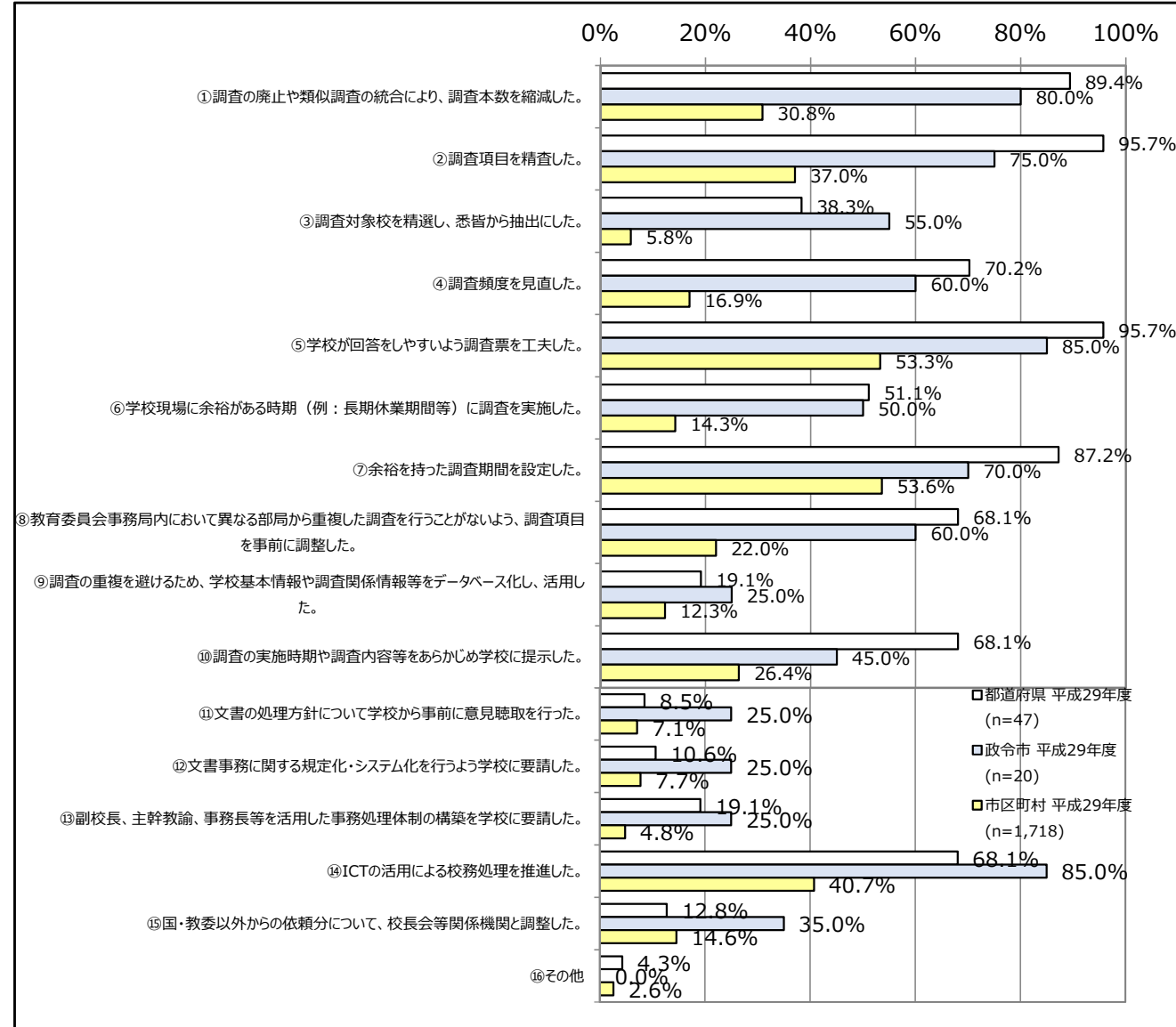
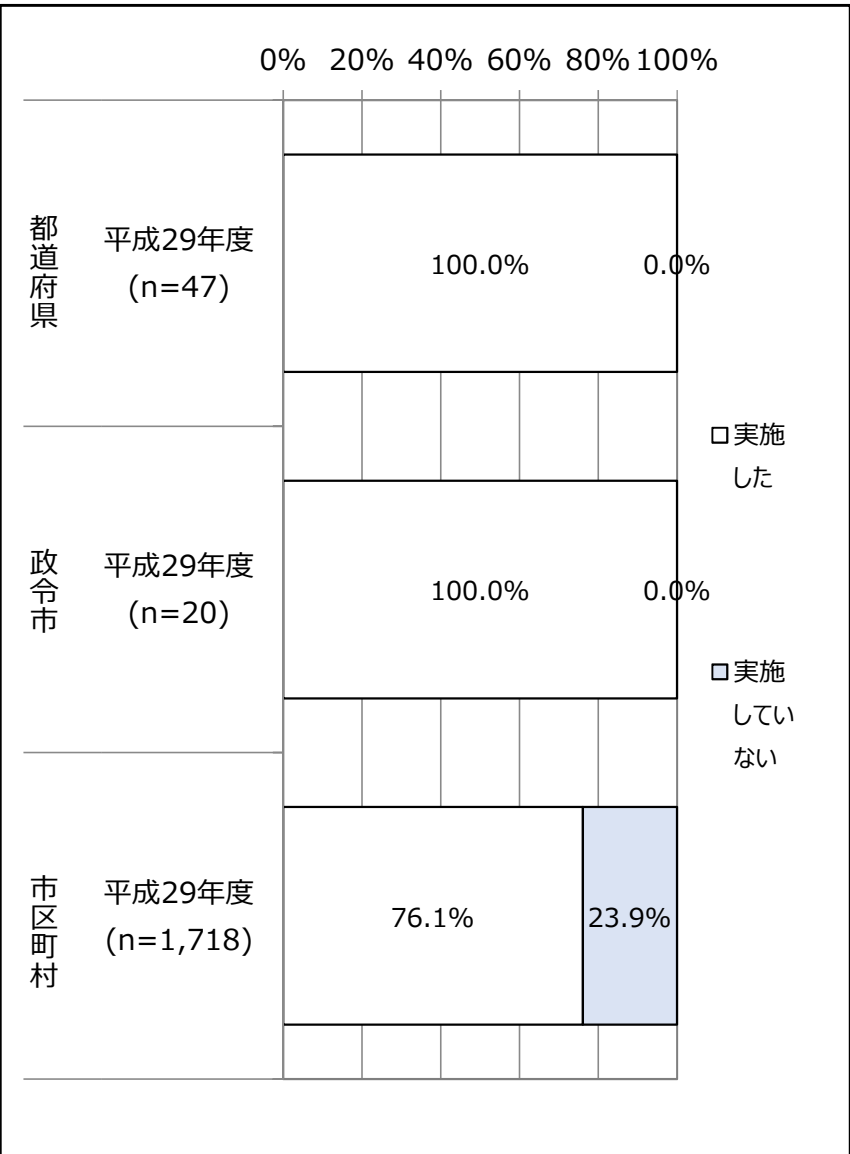
※割合は、全体数(都道府県47、政令市20、市区町村1,718)に対する回答数

出典:教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査結果(平成29年度)

# 学校への調査文書等に関する事務負担軽減の実施について

- 学校への調査文書等に関する事務負担軽減を実施した都道府県、政令市は100%、市区町村は76.1%となっている。
- 取組内容としては、「調査の廃止や類似調査の統合により、調査本数を縮減」や「調査項目を精査」、「学校が回答をしやすいよう調査票を工夫」、「余裕を持った調査期間を設定」、「ICTの活用による校務処理を推進」などが挙げられる。

■学校への調査文書等に関する事務負担軽減の実施(平成24年度～) ■学校への調査文書等に関する事務負担軽減の取組内容(複数回答あり)



※割合は、全体数(都道府県47、政令市20、市区町村1,718)に対する回答数

出典:教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査結果(平成29年度)

# 教育委員会から学校宛ての調査・照会（例）

（※）以下の件数には、指導通知や児童生徒への配布物などは含まない。

## 【A市】（※）平成26年度、小学校

依頼元	件数（※1）	主な案件（10件以上のもの）
市教育委員会	208	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程関係：65</li> <li>・人事・福利厚生関係：52</li> <li>・生徒指導関係：21</li> <li>・保健安全関係：16</li> </ul>
県教育委員会	88	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事・福利厚生関係：34</li> <li>・教育課程関係：13</li> </ul>
計	296	

（※1）当該市教育委員会で把握したものに限る。上記の他、首長部局・知事部局からの調査・照会は12件。

（※2）当該年度における文部科学省からの定期的な調査は15件。

### 【主な課題】

- 教育委員会内で把握している情報があるにもかかわらず、同じような調査・照会がくる。
- 必要性が薄れているにもかかわらず、前年踏襲で行われている。
- 学期初めや学期末の繁忙期などにもかかわらず調査・照会がくる。報告・回答まで期限の短いものが突然くる。
- ウェブ上で回答できるものが少ない。

## 【B市（政令市）】（※）平成28年度、小学校・中学校

依頼元	件数（※1）	主な案件（10件以上のもの）
市教育委員会	小270 中253	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事・福利厚生関係：小97・中90</li> <li>・保健安全関係：小40・中19</li> <li>・教育課程関係：小36・中36</li> <li>・生徒指導関係：小16・中16</li> <li>・施設関係：小11・中13</li> </ul>
県教育委員会	小37 中36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健安全関係：小11・中7</li> <li>・人事・福利厚生関係：小10・中9</li> </ul>
計	小307 中289	

（※1）当該市教育委員会で把握したものに限る。上記の他、首長部局・知事部局からの調査・照会は小65・中63件（うち人事・福利厚生関係：小47・中47件）。

（※2）当該年度における文部科学省からの定期的な調査は15件。

### 【主な取組】

- 調査の重複を減らすため、教育委員会内で関係情報をデータベース化し共有する。
- ⇒ ○調査の項目・頻度・対象校等を精査する。
- あらかじめ調査の時期や内容等を学校に提示する。学校の余裕のある時期に調査を行う。
- 学校が回答しやすいよう、調査表の工夫やICT化を図る。

# 国（文部科学省）から学校宛ての定期的な調査

## ○文部科学省が学校を対象として行う定期的な調査の件数

定期的な調査の件数 : 平成19年度 34件 → 平成29年度 26件

上記のうち、毎年度実施の悉皆調査の件数 : 平成19年度 23件 → 平成29年度 11件

## ○文部科学省が学校を対象として行う定期的な調査（一覧）

### 悉皆・毎年

- ・地方教育費調査
- ・学校基本調査
- ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査
- ・児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
- ・高等学校卒業(予定)者の就職(内定)状況に関する調査
- ・特別支援教育に関する調査
- ・英語教育実施状況調査
- ・体罰の実施把握に係る報告
- ・全国学力・学習状況調査
- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査

### 抽出・毎年

- ・学校保健統計調査
- ・学校給食栄養報告

### 悉皆・隔年

- ・学校教員統計調査(3年)
- ・余裕教室実態調査(5年)
- ・公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況(2年)
- ・公立高等学校における教育課程の編成・実施状況(2年)
- ・道徳教育実施状況調査(5年)
- ・学校図書館の現状に関する調査(5年)
- ・幼児教育実態調査(2年)
- ・高等学校等における国際交流等の状況調査(2年)
- ・日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(2年)
- ・学校評価等実施状況調査(5年)
- ・学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査(2年)

### 抽出・隔年

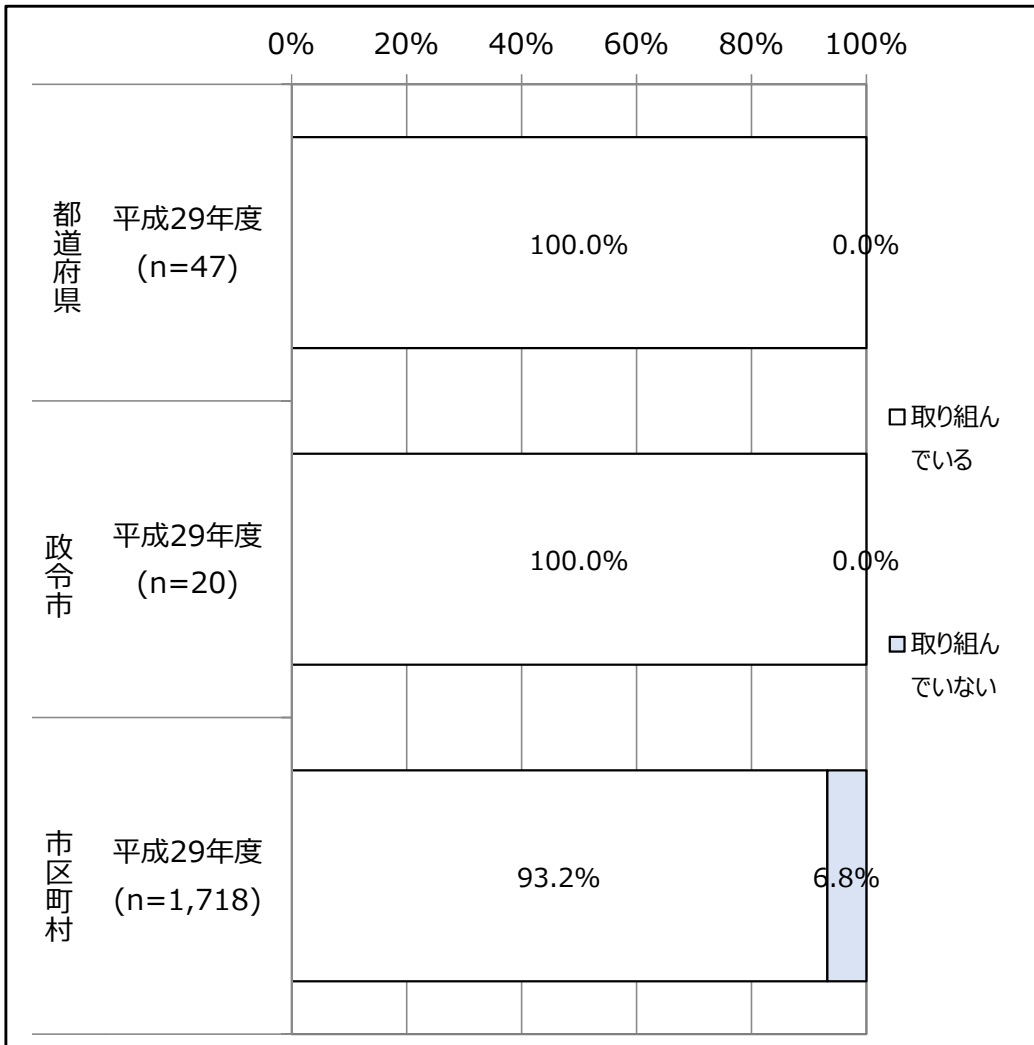
- ・子供の学習費調査(2年)

※下線は、平成29年度実施の調査  
※当面の間実施しないものは除く

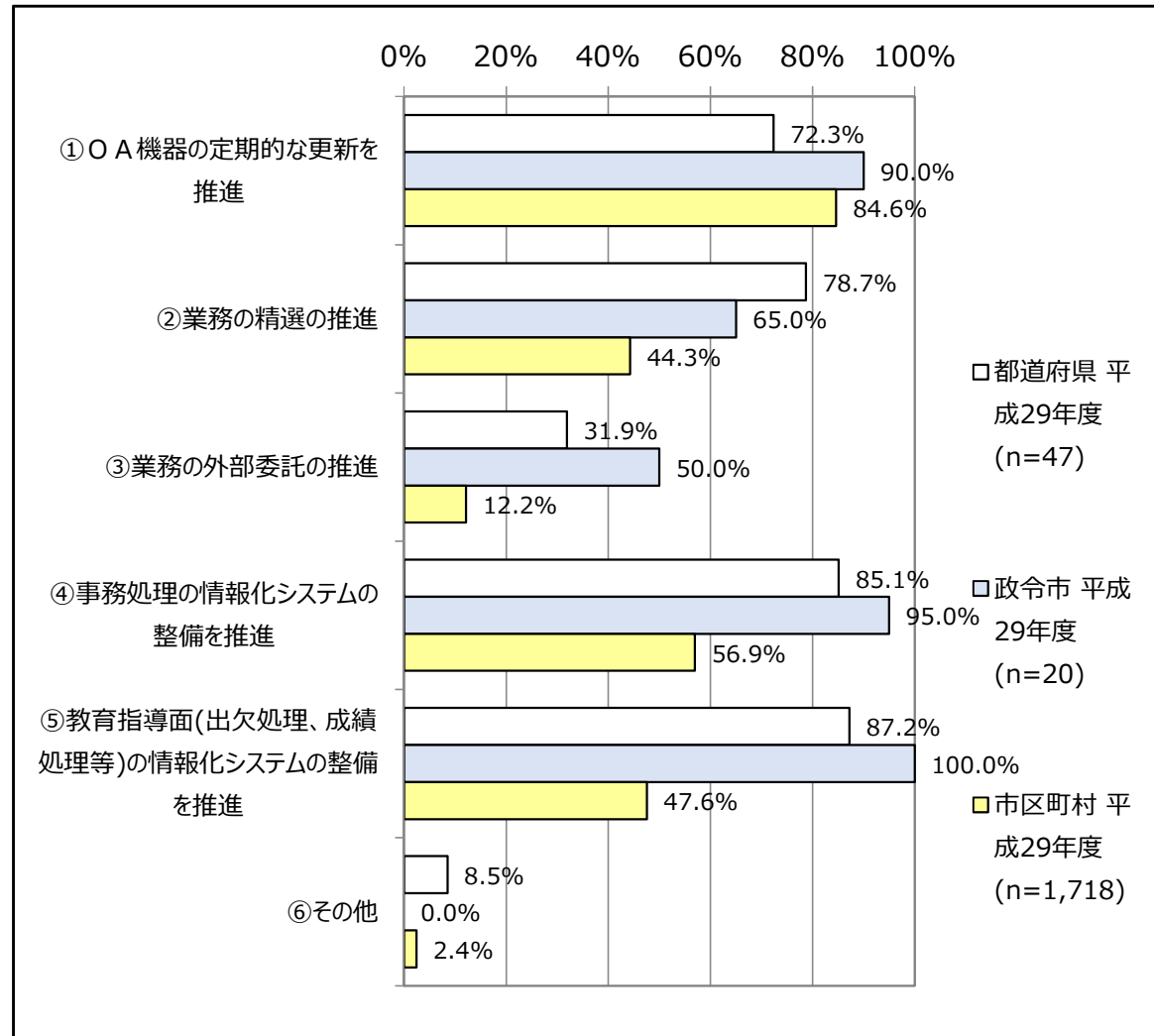
# 校務の効率化・情報化

- 校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくりに取り組んでいる都道府県及び政令市は100%、市区町村は93.2%となっている。
- 取組内容としては、「事務処理／教育指導面の情報化システムの整備を推進」、「OA機器の定期的な更新を推進」などが挙げられる。

■校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくりの取組状況



■校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくりの取組内容(複数回答あり)



※割合は、全体数(都道府県47、政令市20、市区町村1,718)に対する回答数



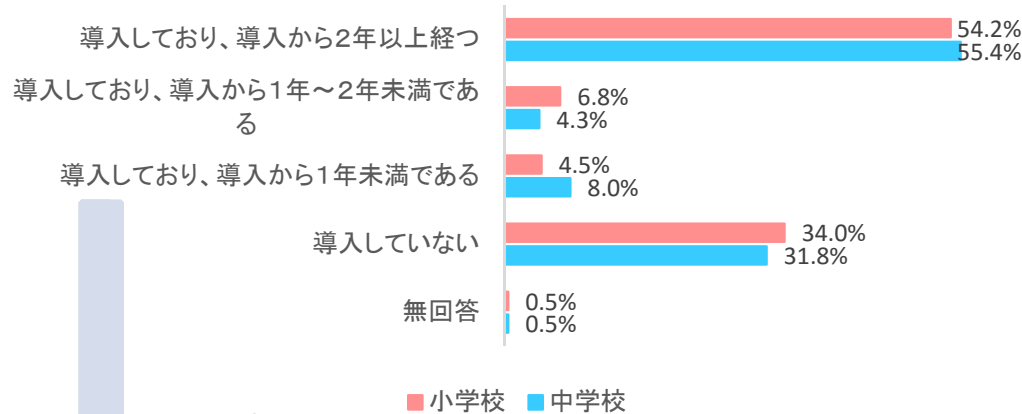
# 教員勤務実態調査 ～学校調査【暫定集計】校務支援システム等～

校務支援システムを導入している場合は、教員が管理していることが多く、使用法の質問対応についても校内の教職員が対応していることが多い。

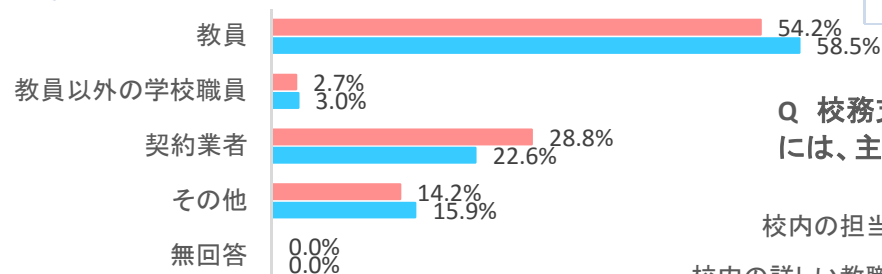
ほとんどの学校で個人情報・成績情報の持ち出し制限を行っている。

## Q 校務支援システムの導入状況

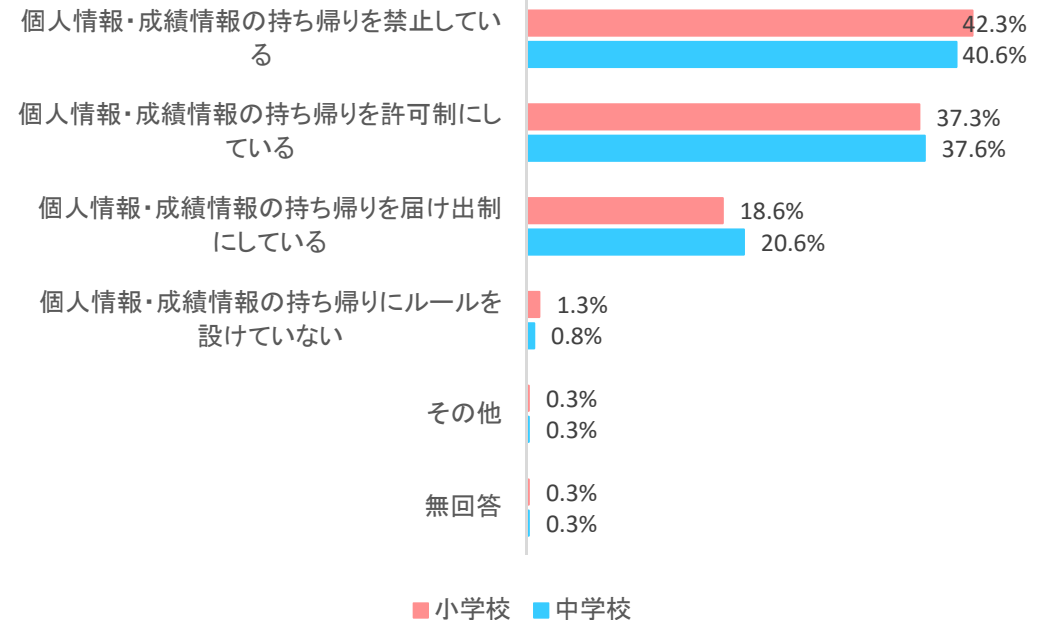
※「校務支援システム」とは、校務分掌に関する業務、教職員間の情報共有、家庭や地域への情報発信、サービス管理上の事務、施設管理等を行うことを目的とし、教職員が一律に利用するシステムをいう



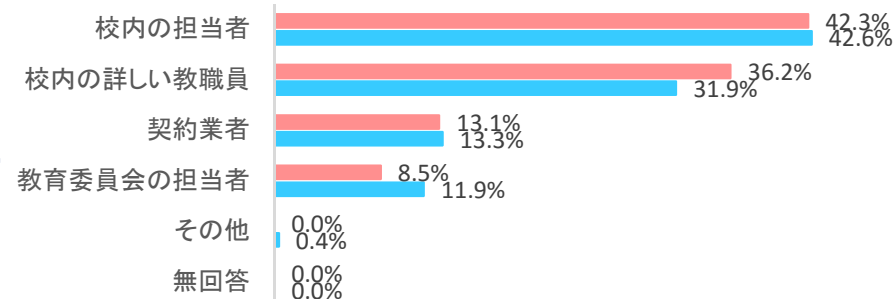
## Q 校務支援システムの管理は主に誰が行っていますか



## Q 情報の持ち出し制限をどのように行っていますか



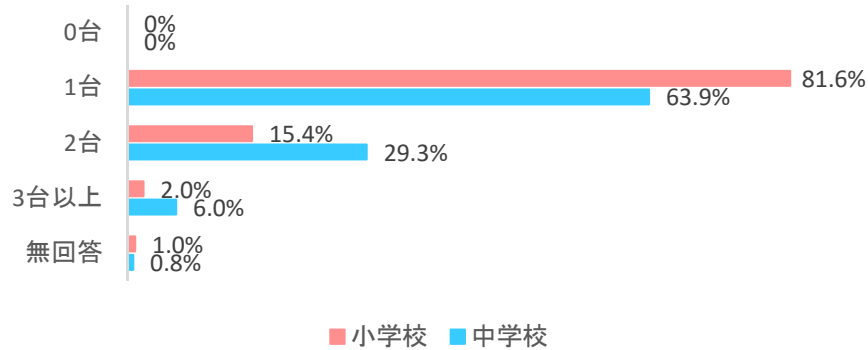
## Q 校務支援システムの使用法がわからない教職員の質問には、主に誰が答えますか



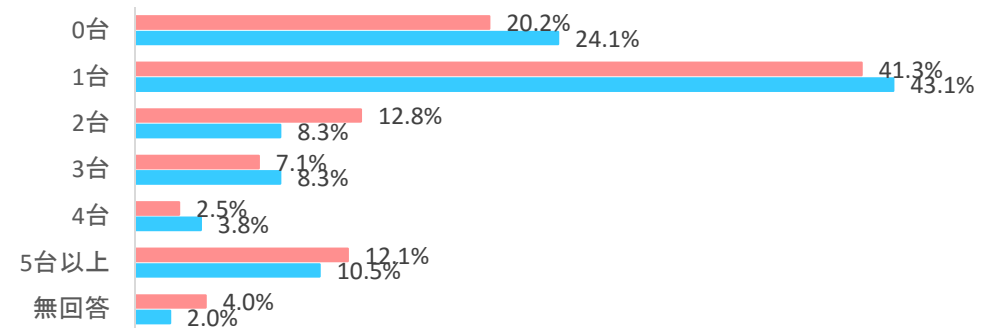
# 教員勤務実態調査 ～学校調査【暫定集計】ICT機器の設置状況～

コピー機や印刷機については、1～2台の設置が多い一方で、教員の校務用コンピュータについては、ほとんどの学校で整備がされている。

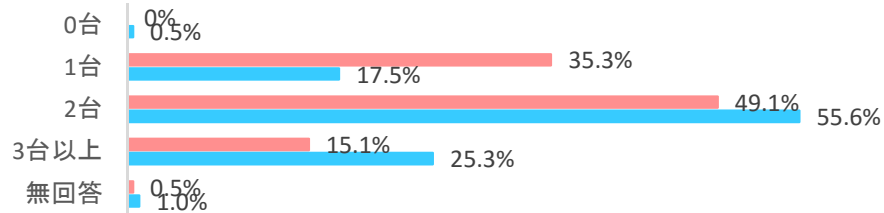
Q コピー機



Q 電子黒板

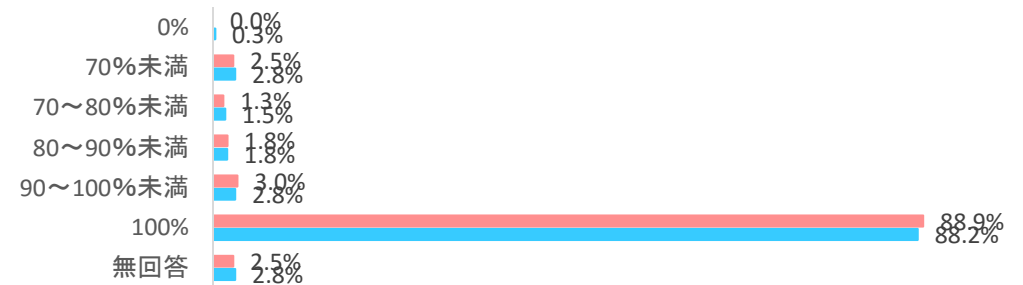


Q 印刷機

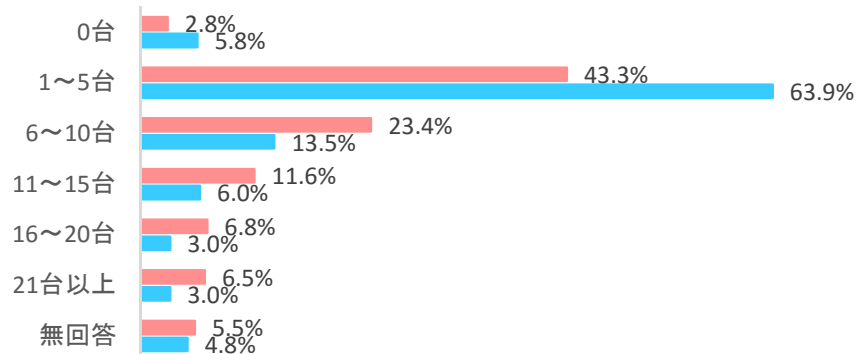


Q 教員の校務用コンピュータ整備率

※整備台数÷教員数

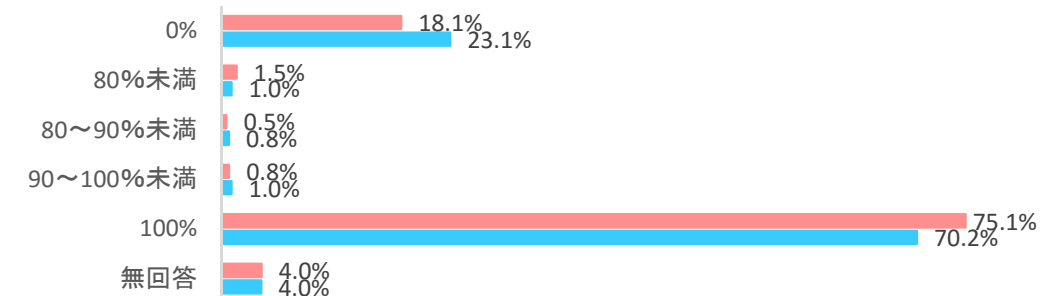


Q 実物投影机



Q 普通教室のLAN整備率

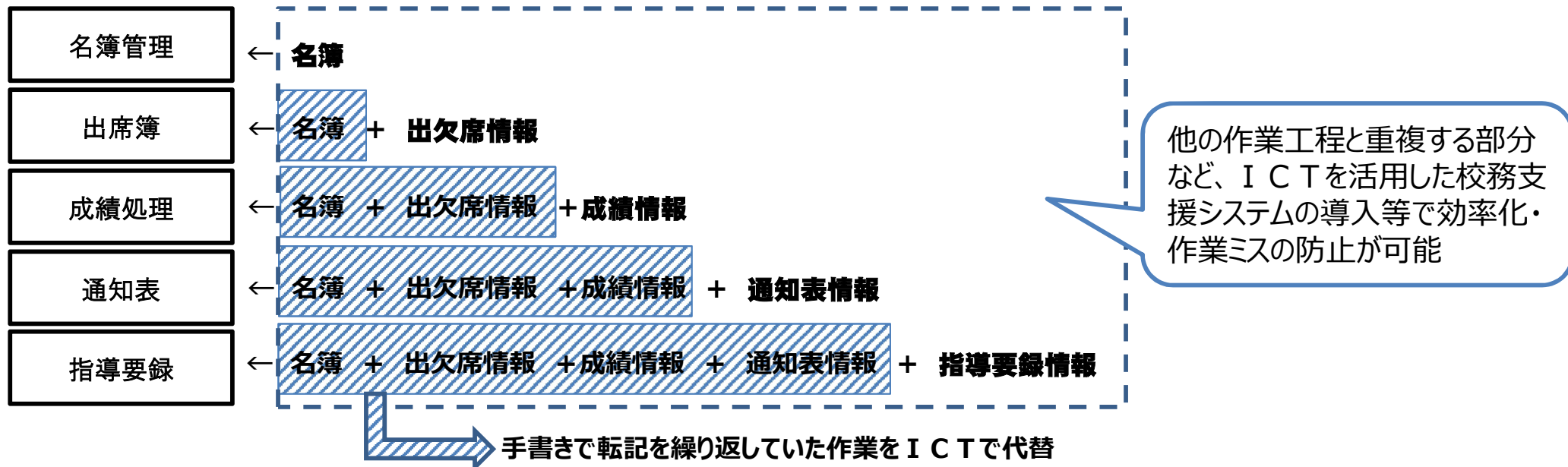
※整備されている普通教室数÷普通教室数



# 「統合型校務支援システムの導入促進」の必要性

- 教員の働き方改革にあたり、**I C Tの活用による業務改善に期待。**
- **「統合型校務支援システム」とは、教務（成績処理、出欠管理、時数等）、保健（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍、学校事務等の機能を統合したシステムのことであり、「手書き」「手作業」が多い教員の業務の効率化を図る観点で有効。また、教職員による学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有を可能とする。**
- 小規模自治体の負担や、教員の異動等を踏まえると、教員の業務負担軽減に向けては、**都道府県単位での統合型校務支援システムの導入推進が不可欠。**

## ◇ I C T化による業務改善イメージ



※平成29年度は、システムの対象となる校務の範囲の明確化や、共同調達・運用の先行事例（北海道等）の調査を踏まえたガイドライン作成等に取り組む予定。

# 「統合型校務支援システム」導入の事例

## 大阪市教育委員会

### 大阪市がクラウドシステムの構築により導入

(平成25年3月から31校で試験導入、平成26年度全校稼働)

- ◆職員朝礼や職員会議の開催回数を減らしたり、会議時間を短縮したりするなど校務運営を工夫。
- ◆学校ホームページの作成・更新が手軽にできるようになり、ブログ型の学校日記など日々の情報発信が可能。
- ◆効率化された時間を授業準備や子供と触れ合う時間、子供の作品やノートを見る時間、部活動指導に当たる時間を増やすという教員の声があがっている。



## 北海道教育庁

### 市町村がクラウドシステムの共同利用により導入

(平成28年4月から民間事業者サービスを市町村が共同利用、平成28年9月1日現在、38自治体 181校の小中学校で導入、平成29年 管内一斉導入)

- ◆小規模自治体でもクラウド型のシステムを比較的安価で導入が可能
- ◆市町村単独導入と比較して短期間でシステム導入が可能
- ◆県費負担教職員の人事異動情報は、道教委が反映
- ◆全道の校務標準化により、さらに負担軽減(異動時も新たなシステムを覚える必要なし)

※平成27年4月から石狩管内の4自治体28校の小・中学校で、民間ソフトウェアを導入したモデル実践を実施

年間平均換算 **116.9** 時間  
一日あたり **29** 分の軽減!!

軽減された時間で改善されたもの

**BEST3!**



- 1位 時間外勤務(持ち帰りを含む)の減少
- 2位 授業準備(教材研究)にかかる時間の増加
- 3位 子どもと向き合う時間の増加



## 中学校学習指導要領(平成29年3月改訂、平成33年度全面実施) — 抜粋 —

### 第1章 総則

#### 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

## 高等学校学習指導要領(平成21年3月改訂) — 抜粋 —

### 第1章 総則

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

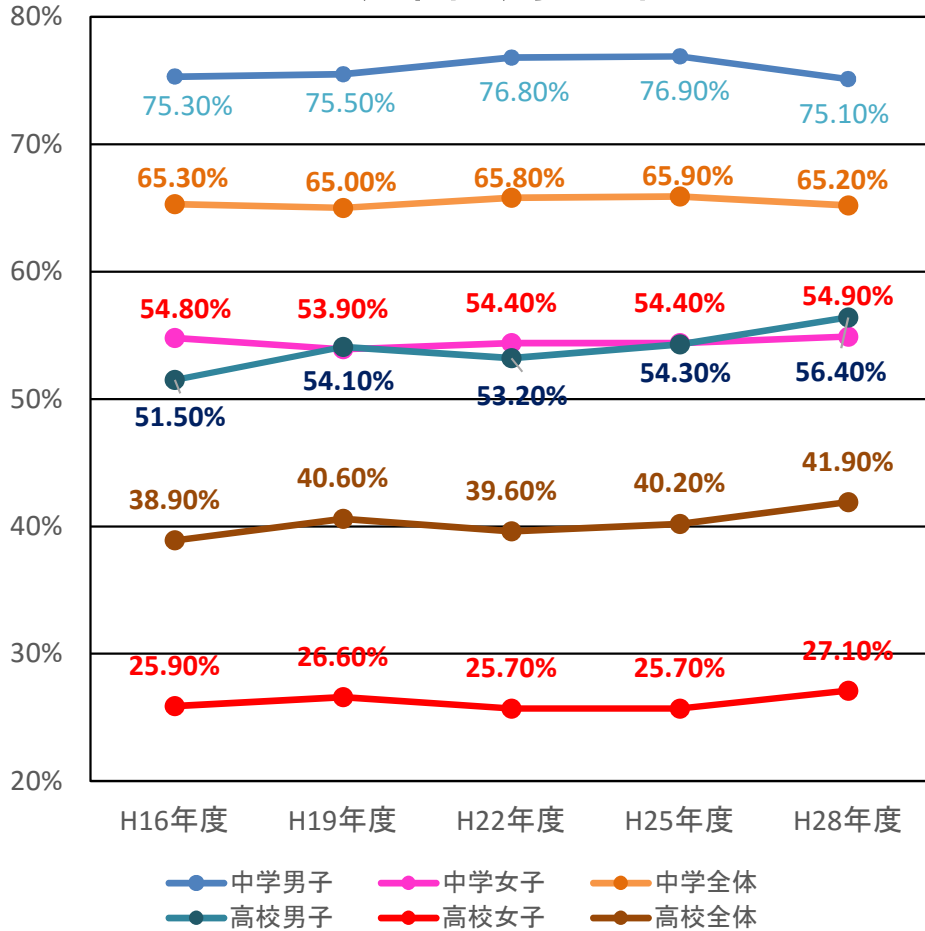
5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

(13) 生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化及び科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，地域や学校の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

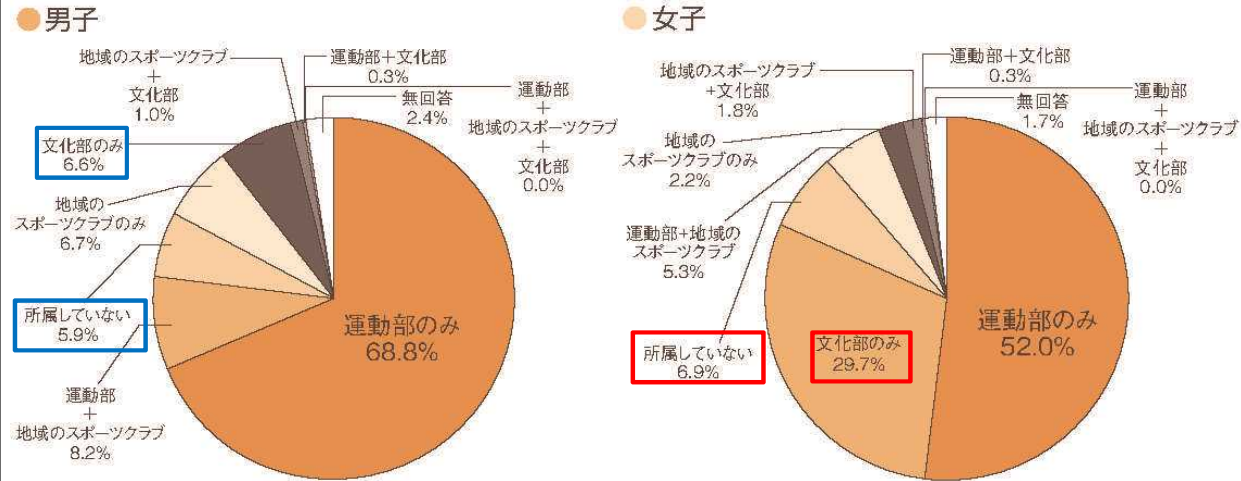
# 生徒の運動部活動等への参加状況

- 運動部活動等への参加率は、中学・高校ともに横ばいの傾向。
- 中学2年女子の4割弱が運動部や地域スポーツクラブに所属していない。  
一方で、それら女子の求める参加条件は「嗜好・興味」「マイペース」「適度な練習日数・時間」が挙げられている。

### 運動部活動参加率

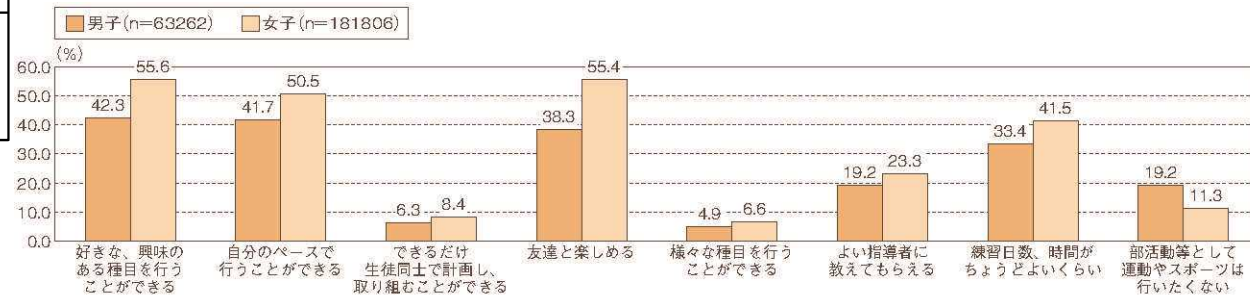


### 部活動等の所属内訳(中学2年生)



(出典)スポーツ庁「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

### 運動部等に所属しない人が求める参加条件(中学2年生)



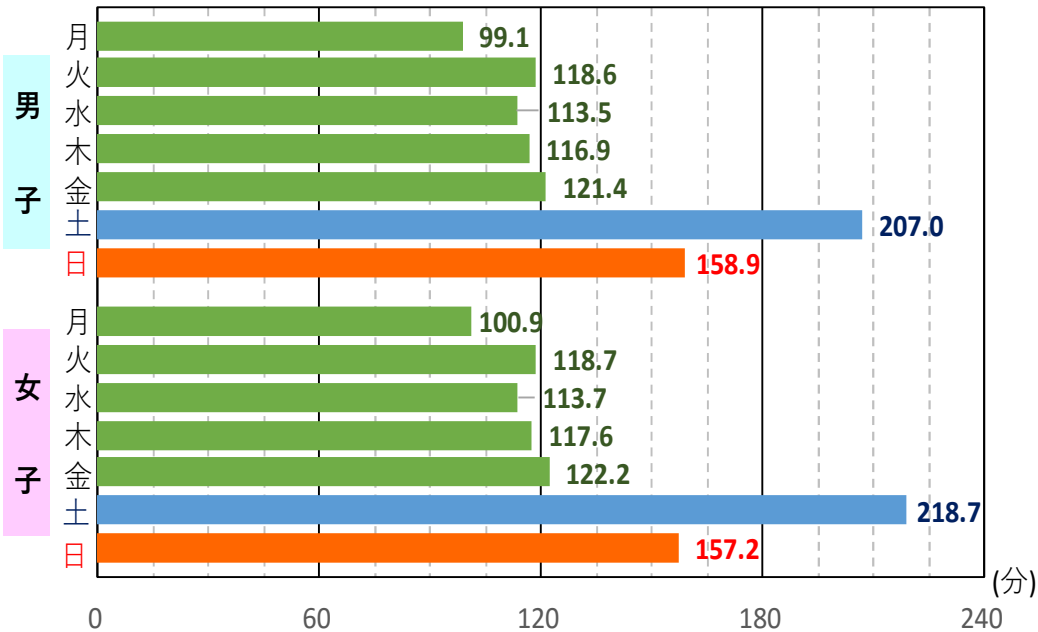
(出典)スポーツ庁「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

(出典) 教育基本調査並びに(公財)日本中学校体育連盟、(公財)全国高等学校体育連盟及び(公財)日本高等学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

# 中学校部活動の活動状況

- 中学校の1週間の活動時間は、平日で2時間程度、休日で3時間前後。
- 1週間に休養日を設けていない中学校の割合は22.4%。また、1ヶ月間に土日に休養日を設けていない中学校の割合は42.6%。

曜日別運動部活動実施時間（中学2年）

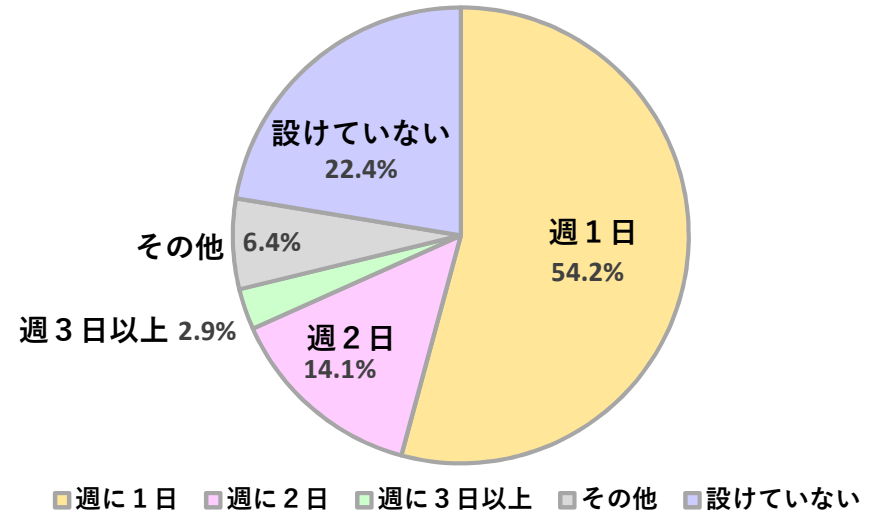


男子	月	火	水	木	金	土	日	平日平均	休日平均
全国平均	99.1	118.6	113.5	116.9	121.4	207.0	158.9	113.9	182.9
公立平均	100.5	120.8	115.4	119.2	123.6	210.7	162.6	115.8	186.5
私立平均	73.9	76.6	79.3	74.1	80.1	135.8	94.2	76.8	115.0
国立平均	80.9	87.9	74.7	85.1	92.9	162.1	77.7	84.3	119.9

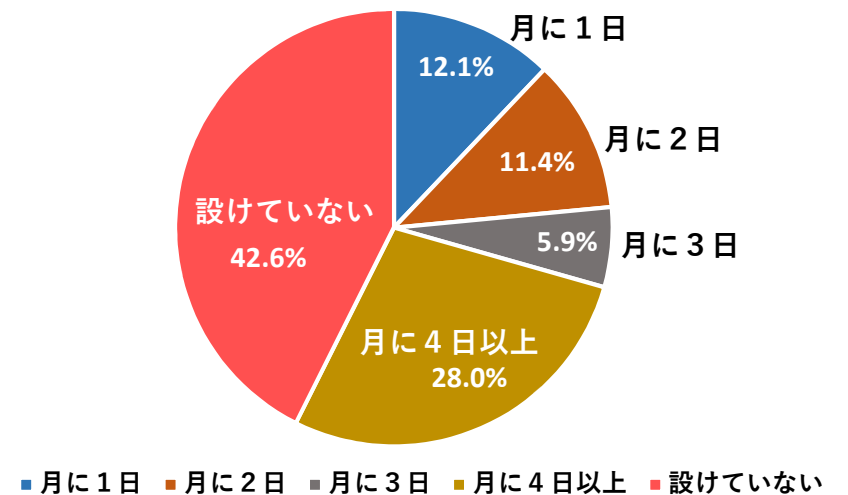
女子	月	火	水	木	金	土	日	平日平均	休日平均
全国平均	100.9	118.7	113.7	117.6	122.2	218.7	157.2	114.6	187.9
公立平均	102.2	121.1	115.7	119.9	124.4	222.6	161.5	116.6	192.0
私立平均	74.4	72.8	76.6	73.3	78.1	143.5	80.6	75.1	112.1
国立平均	78.5	78.3	71.6	81.8	88.3	150.1	51.3	79.7	100.7

(出典)スポーツ庁「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

部活動の休養日を設定している学校の割合

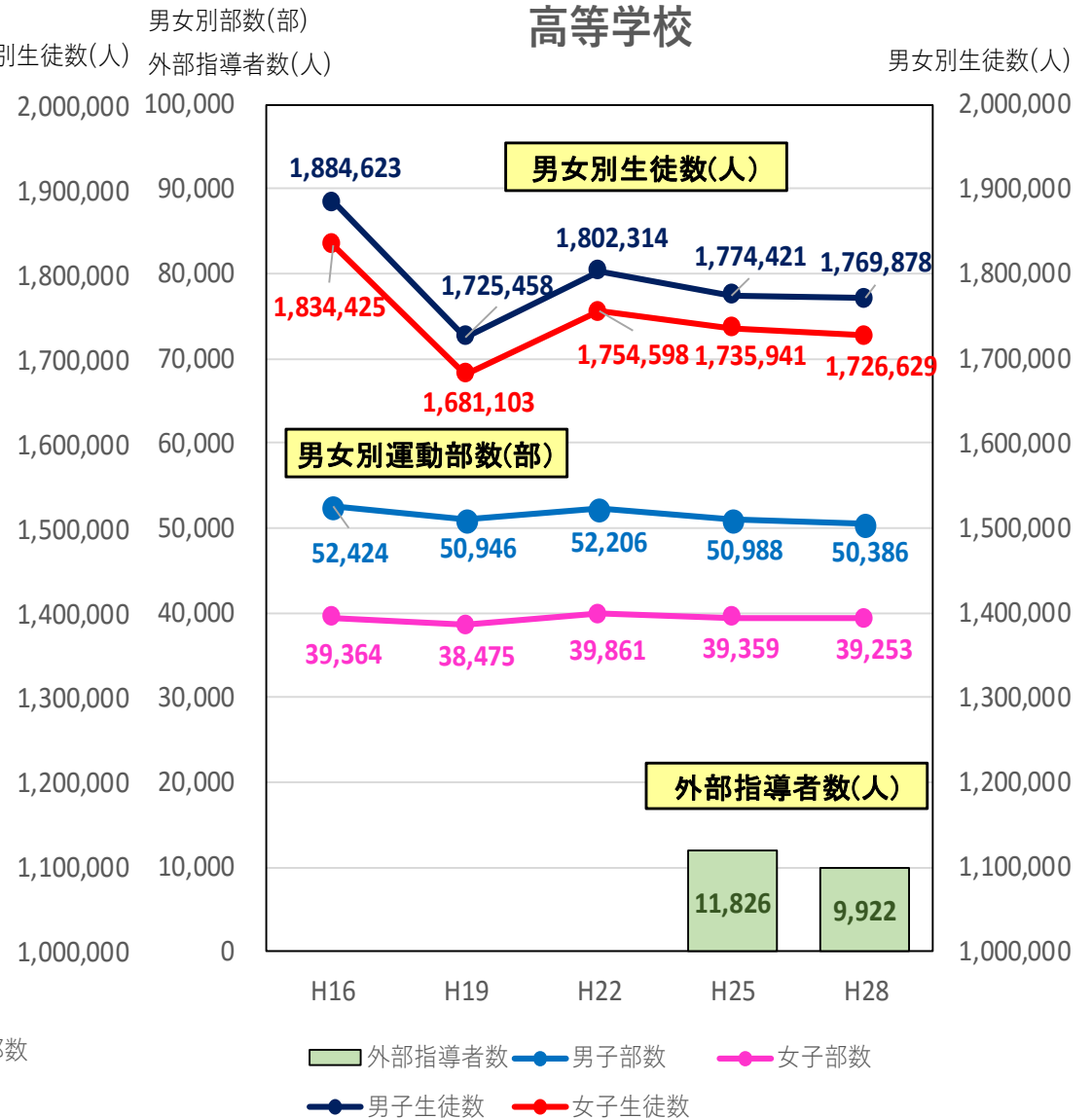
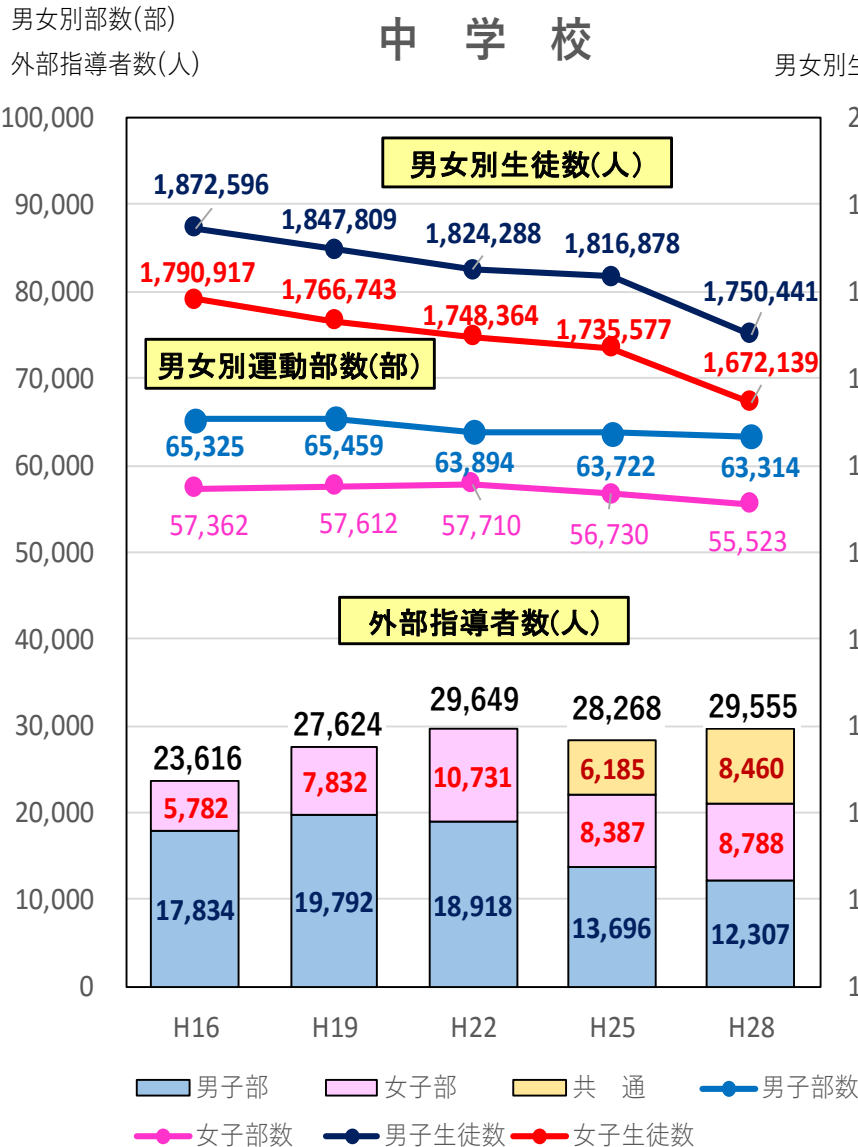


土日の休養日を設定している学校の割合



# 運動部活動における外部人材の活用状況

- 平成27年度に運動部活動の外部指導者を活用した中学校の割合は約74%。  
(出典) スポーツ庁「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」
- 運動部の数に占める外部指導者の割合は、中学校で約25%、高等学校で約11%。



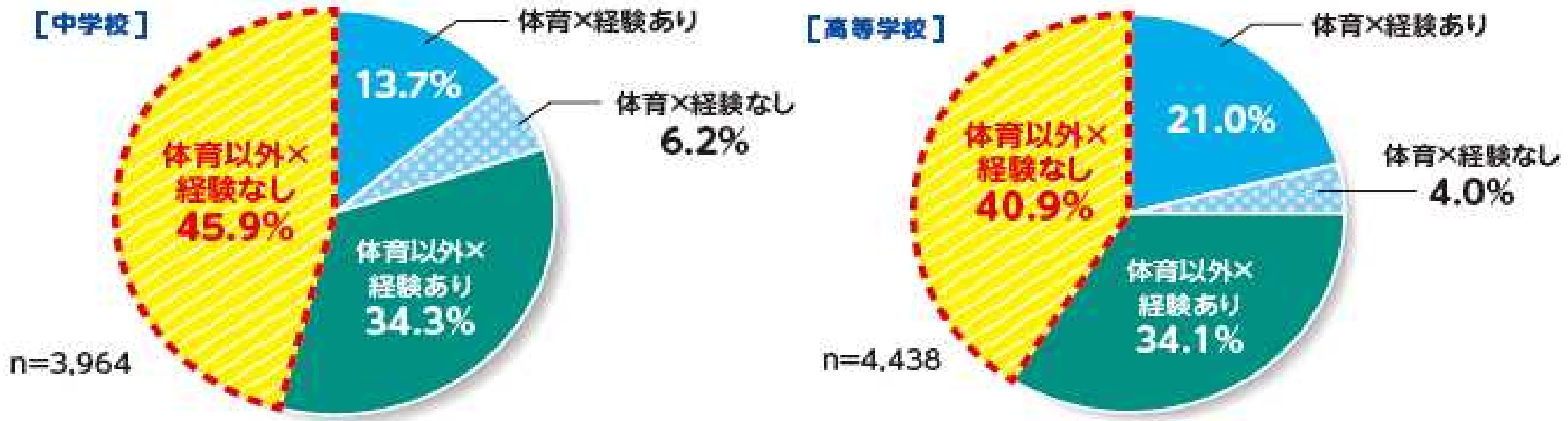


# 運動部活動を担当する教員の競技経験

- 担当教科が保健体育ではなく、かつ、担当部活動の競技の経験がない教員の割合は、中学校で45.9%、高等学校で40.9%。

## 担当教科×現在担当している競技の過去経験の有無

- **体育×経験あり**: 「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- **体育×経験なし**: 「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」
- **体育以外×経験あり**: 「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- **体育以外×経験なし**: 「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」



# 中学校教諭の部活動に係る勤務状況(1)

○ 中学校教諭が土日に部活動・クラブ活動に関わる時間は、10年前に比べて約2倍。

## 中学校教諭の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）の内訳

	平日			休日		
	平成18年度	平成28年度	増減	平成18年度	平成28年度	増減
<b>全 体</b>	<b>11:00</b>	<b>11:32</b>	<b>+0:32</b>	<b>1:33</b>	<b>3:22</b>	<b>+1:49</b>
a 朝の業務	0:34	0:37	+0:03	0:00	0:01	+0:01
b 授業	3:11	3:26	+0:15	0:00	0:03	+0:03
c 授業準備	1:11	1:26	+0:15	0:05	0:13	+0:08
d 学習指導	0:05	0:09	+0:04	0:00	0:01	+0:01
e 成績処理	0:25	0:38	+0:13	0:03	0:13	+0:10
f 生徒指導（集団）	1:06	1:02	-0:04	0:00	0:01	+0:01
g 生徒指導（個別）	0:22	0:18	-0:04	0:00	0:01	+0:01
<b>h 部活動・クラブ活動</b>	<b>0:34</b>	<b>0:41</b>	<b>+0:07</b>	<b>1:06</b>	<b>2:10</b>	<b>+1:04</b>
i 児童会・生徒会指導	0:06	0:06	±0:00	0:00	0:00	±0:00
j 学校行事	0:53	0:27	-0:26	0:02	0:12	+0:10
k 学年・学級経営	0:27	0:38	+0:11	0:01	0:04	+0:03
l 学校経営	0:18	0:21	+0:03	0:01	0:03	+0:02
m 会議・打合せ	0:29	0:25	-0:04	0:00	0:00	±0:00
n 事務・報告書作成	0:19	0:19	±0:00	0:02	0:02	±0:00
o 校内研修	0:04	0:06	+0:02	0:00	0:00	±0:00
p 保護者・PTA対応	0:10	0:10	±0:00	0:02	0:03	+0:01
q 地域対応	0:01	0:01	±0:00	0:01	0:01	±0:00
r 行政・関係団体対応	0:01	0:01	±0:00	0:00	0:00	±0:00
s 校務としての研修	0:11	0:12	+0:01	0:00	0:01	+0:01
t 会議・打合せ（校外）	0:08	0:07	-0:01	0:00	0:01	+0:01
u その他の校務	0:17	0:09	-0:08	0:03	0:04	+0:01

※勤務時間については、小数点以下を切り捨てて表示。

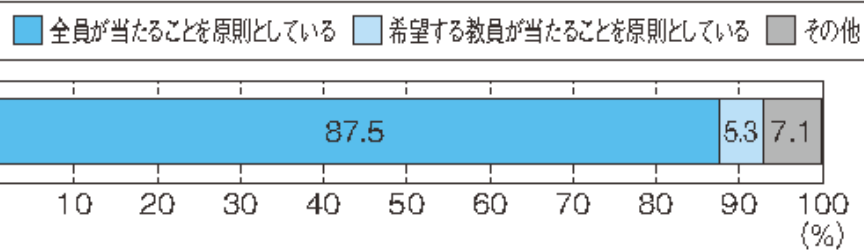
※平成18年度は、第5期(H18.10.23～11.19)の集計結果と比較。平成18年度は、「週休日」のデータで比較。

※「教諭」について、平成28年度調査では、主幹教諭・指導教諭を含む。（主幹教諭・指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。）

# 中学校教諭の部活動に係る勤務状況(2)

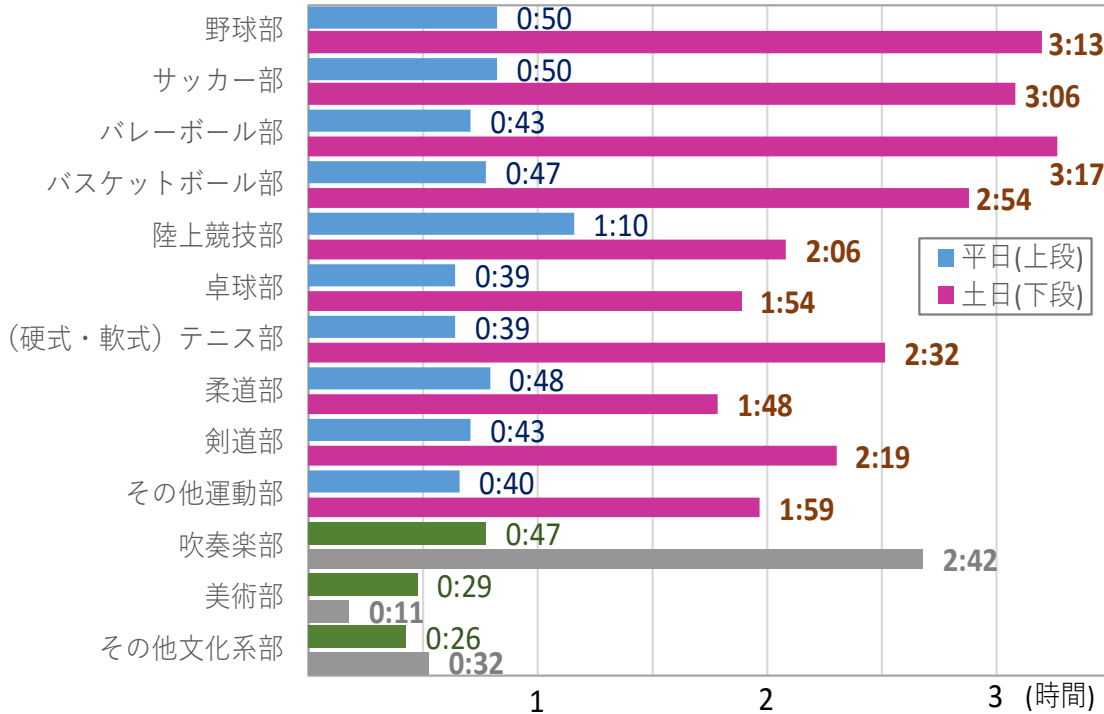
- 中学校では、教員全員が部活動の顧問に当たることを原則としている学校の割合が87.5%。
- 中学校教員の1週間における学内勤務時間は、部活動の活動日数が多いほど長い。

## 部活動顧問の配置状況

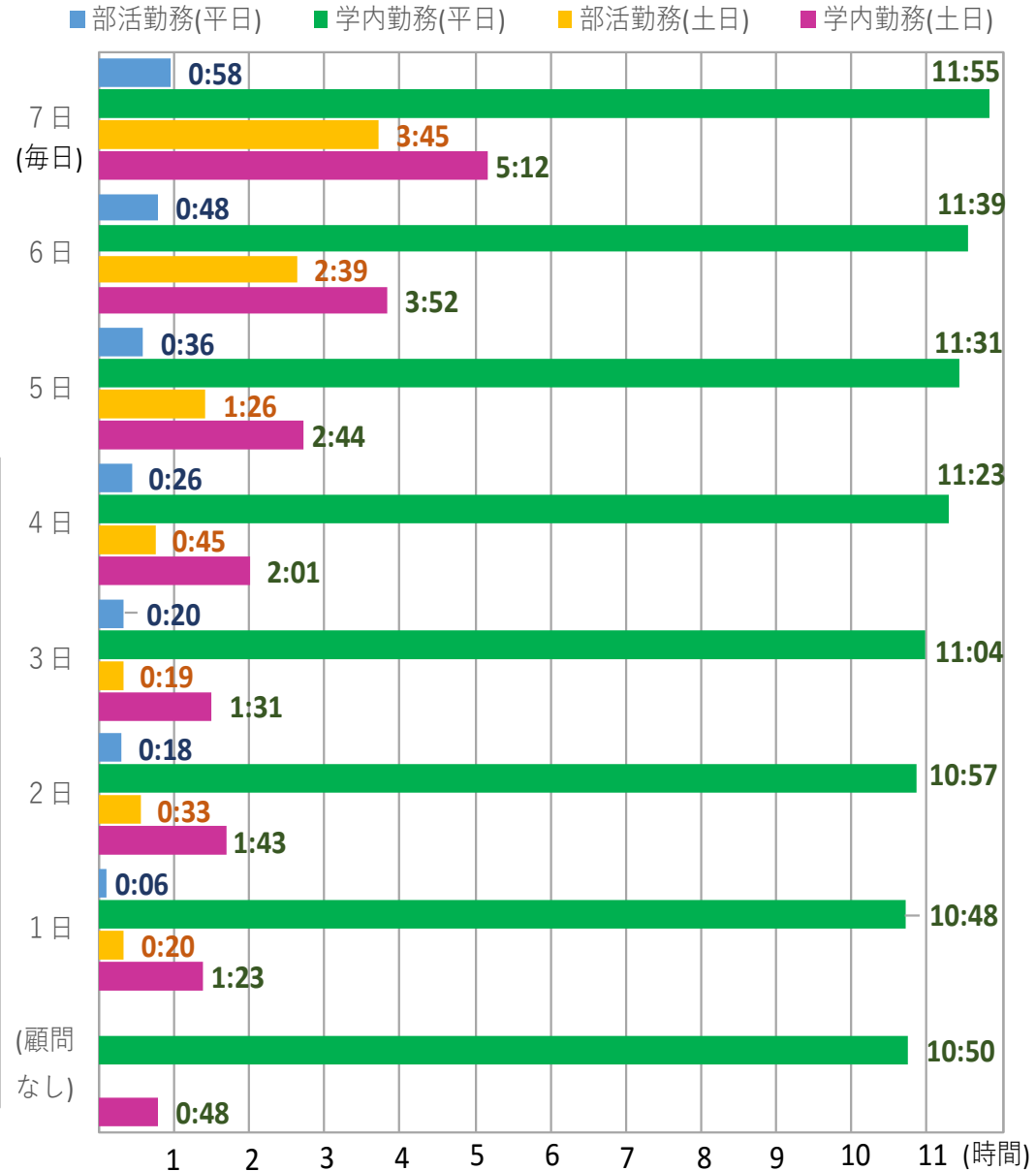


(出典)スポーツ庁「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

## 部活動種類別 週1日当たりの部活動勤務時間



## 部活動勤務日数別 週1日当たりの勤務時間



※勤務時間については、小数点以下を切り捨てて表示。  
 ※「教諭」について、主幹教諭・指導教諭を含む。

(出典) 文部科学省初等中等教育局「教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)」を基にスポーツ庁において作成

# 学習評価の種類

## 目標に準拠した評価

- ・学習指導要領に示す目標に照らしてその実現の状況を見る。
- ・平成12年指導要録通知以降は、観点別学習状況の評価と評定の両方を、目標に準拠した評価として実施。
- ・評価規準は各学校が設定。(国立教育政策研究所が評価規準の設定に関する参考資料を提供)
- ・絶対評価とも言われてきた。

## 集団に準拠した評価

- ・学級又は学年における位置づけを見る。
- ・相対評価とも言われる。
- ・平成12年通知以降は、目標に準拠した評価に改められた。

## 個人内評価

- ・観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子どもたち一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの。
- ・指導要録では、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」及び「特別の教科道徳」の評価において示される。

## 観点別の学習状況の評価

- ・各教科・科目の目標や内容に照らして、生徒の実現状況がどのようなものであるかを、観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的に捉えるもの。
- ・現行(平成22年指導要録通知)では、学力の三要素を踏まえ、観点ごとに評価(「A」「B」「C」の3段階)。

## 総括的な評価としての評定

- ・観点別の学習状況の評価をもとに、総括的な学習状況を示すため、5段階(小学校は3段階。小学校低学年は行わない)の評定を行う。
- ・平成12年通知から、観点別の学習状況だけでなく、評定についても目標に準拠した評価とすることとした。
- ・各観点別の評価を評定においてどのように総括するかは、各学校の工夫が求められる。



# 学習評価に関する規定等

## ○学校教育法施行規則(抄)

**第二十四条** 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

**第五十七条** 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

## ○小学校学習指導要領 第1章 総則 (抄) (中学校も同様の規定)

平成29年3月31日 文部科学省告示

### 第3 教育課程の実施と学習評価

#### 2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

## ○小学校学習指導要領解説 総則編 (抄) (中学校も同様の規定)

平成29年6月21日 公表

評価に当たっては、いわゆる評価のための評価に終わることなく、教師が児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、児童が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように、評価を行うことが大切である。

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習の状況を把握するために、指導内容や児童の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視することが大切である。特に、他者との比較ではなく児童一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって児童がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要である。

# 指導要録について

## ◆学習評価に関する役割分担

文部科学省	学校の設置者 (教育委員会等)	各学校
・指導要録の参考様式等 等を通知	・指導要録の様式を決定	・評価規準を作成し、学習 評価を実施 ・指導要録を記載

※国立教育政策研究所において、評価方法等の工夫改善のための参考資料を作成

## ◆指導要録について

- 在学する児童生徒の学習の記録として作成するもの。
- 「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」からなる。
- 「指導に関する記録」としては、
  - ・行動の記録(小中のみ)
  - ・教科・科目の学習の記録  
→観点別評価(小中のみ)、取得単位数(高校のみ)、  
評定(小3以上及び中高)
  - ・総合的な学習の時間、特別活動の記録
  - ・総合所見及び指導上参考となる諸事項などを記載。
- 進学の際には、写しを進学先に送付する。
- 指導要録の保存年限は、指導に関する事項は5年。学籍に関する事項は20年。

※指導要録に記載する事項等については、文部科学省の通知の別紙として整理

## 小学校児童指導要録(参考様式)

様式1(学籍に関する記録)

### 学籍に関する記録

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学級							
整理番号							

		学籍の記録					
児 童	ふりがな			性別	入学・編入学等	平成 年 月 日 第 1 学年入学	
	氏名					第 学年編入学	
童	生年月日	平成 年 月 日生		転入学	平成 年 月 日 第 学年転入学		
	現住所						
保 護 者	ふりがな			転学・退学等	(平成 年 月 日)		
	氏名				平成 年 月 日		
者	現住所			卒業	平成 年 月 日		
	入学前の経歴				進学先		
学 校 名 及 び 所 在 地 (分校名・所在地等)							
年 度		平成 年度		平成 年度		平成 年度	
区分	学年	1		2		3	
校長氏名印							
学級担任者 氏名印							
年 度		平成 年度		平成 年度		平成 年度	
区分	学年	4		5		6	
校長氏名印							
学級担任者 氏名印							

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学 級							
		整理番号							

各教科の学習の記録										特別の教科 道徳																
I 観点別学習状況										学年 学習状況及び道徳性に係る成長の様子																
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6		学年	1	2	3	4	5	6		学年	1	2	3	4	5	6		
国 語	国語への関心・意欲・態度									特別の教科 道徳 (文章記述)																
	話す・聞く能力																									
	書く能力																									
	読む能力																									
社 会	言語についての知識・理解・技能									外国語活動の記録 (文章記述)	観 点	学 年	5	6												
	社会的事象への関心・意欲・態度										コミュニケーションへの関心・意欲・態度															
算 数	社会的思考・判断・表現									総合的な学習の時間の記録 (文章記述)	学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	観察・資料活用										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	社会的事象についての知識・理解										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	算数への関心・意欲・態度										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
理 科	数学的な考え方									特別活動の記録 (文章記述)	内 容	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6							
	数量や図形についての技術										学級活動															
	数量や図形についての知識・理解											児童会活動														
	自然事象への関心・意欲・態度											クラブ活動														
生 活	科学的な思考・表現									評 定	学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	観察・実験の技術										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	自然事象についての知識・理解										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	生活への関心・意欲・態度										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
音 楽	活動や体験についての思考・表現									特別活動の記録 (文章記述)	学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	身近な環境や自分についての気付き										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	音楽への関心・意欲・態度										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	音楽表現の創意工夫										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
図 画 工 作	音楽表現の技術									特別活動の記録 (文章記述)	学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	鑑賞の能力										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	造形への関心・意欲・態度										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	発想や構想の能力										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
家 庭	創造的な技術									特別活動の記録 (文章記述)	学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	鑑賞の能力										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	家庭生活への関心・意欲・態度										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	生活を創意工夫する能力										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
体 育	生活の技能									特別活動の記録 (文章記述)	学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	家庭生活についての知識・理解										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	運動や健康・安全への関心・意欲・態度										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	運動や健康・安全についての思考・判断										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
II 評 定	運動の技能									特別活動の記録 (文章記述)	学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	健康・安全についての知識・理解										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	健康・安全についての知識・理解										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												
	健康・安全についての知識・理解										学 年	学 習 活 動	観 点	評 価												

児童氏名
------

行 動 の 記 録																
項 目	学 年	1	2	3	4	5	6	項 目	学 年	1	2	3	4	5	6	
基本的な生活習慣								思いやり・協力								
健康・体力の向上								生命尊重・自然愛護								
自主・自律								勤労・奉仕								
責任感								公正・公平								
創意工夫								公共心・公德心								
総合所見及び指導上参考となる諸事項																
第1学年	総合所見及び指導上参考となる諸事項										第4学年					
第2学年											第5学年					
第3学年	総合所見及び指導上参考となる諸事項										第6学年					
第4学年											第6学年					
出 欠 の 記 録																
区分	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければならぬ日数	欠席日数	出席日数	備 考										
学年																
1																
2																
3																
4																
5																
6																

**行動の記録**  
趣旨に照らして十分に満足できる状況にある場合には○をつける

**総合所見及び指導上参考となる諸事項**

**外国語活動の記録**  
(文章記述)

**総合的な学習の時間の記録**  
(文章記述)

**特別活動の記録**  
趣旨に照らして十分に満足できる状況にある場合には○をつける

**出欠の記録**

# 観点別学習状況の評価について

- 学習評価には、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 各教科においては、学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。  
⇒きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

## 学力の3つの要素と評価の観点との整理

【現行】

### 学習評価の4観点

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解

【以下の3観点に沿った整理を検討】

### 学力の3要素 (学校教育法) (学習指導要領)

知識及び技能

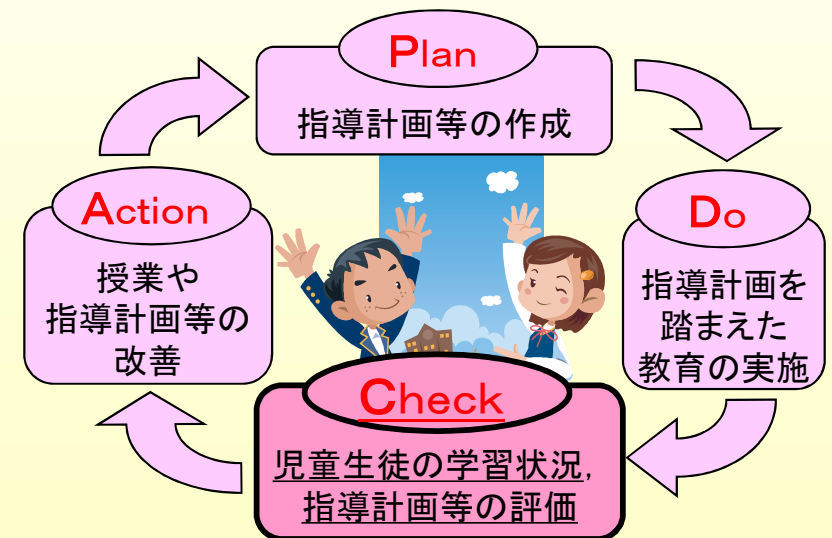
思考力・判断力  
・表現力等

主体的に学習に  
取り組む態度

## 学習指導と学習評価のPDCAサイクル

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。

指導と評価の一体化





# 中央教育審議会答申（抜粋）

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）

## 評価の三つの観点

- 今回の改訂においては、全ての教科等において、教育目標や内容を、資質・能力の三つの柱に基づき再整理することとしている。これは、資質・能力の育成を目指して「目標に準拠した評価」を実質化するための取組でもある。
- 今後、小・中学校を中心に定着してきたこれまでの学習評価の成果を踏まえつつ、目標に準拠した評価を更に進めていくため、こうした教育目標や内容の再整理を踏まえて、観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要である。
- その際、「学びに向かう力・人間性等」に示された資質・能力には、感性や思いやりなど幅広いものが含まれるが、これらは観点別学習状況の評価になじむものではないことから、評価の観点としては学校教育法に示された「主体的に学習に取り組む態度」として設定し、感性や思いやり等については観点別学習状況の評価の対象外とする必要がある。
- すなわち、「主体的に学習に取り組む態度」と、資質・能力の柱である「学びに向かう力・人間性」の関係については、「学びに向かう力・人間性」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることに留意する必要がある。
- これらの観点については、毎回の授業で全てを見取るのではなく、単元や題材を通じたまとまりの中で、学習・指導内容と評価の場면을適切に組み立てていくことが重要である。
- なお、観点別学習状況の評価には十分示しきれない、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等については、日々の教育活動や総合所見等を通じて積極的に子供に伝えることが重要である。



# 中央教育審議会答申（抜粋）

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）

## 評価に当たっての留意点等

- 「目標に準拠した評価」の趣旨からは、評価の観点については、学習指導要領における各教科等の指導内容が資質・能力を基に構造的に整理されることにより明確化される。今般、中央教育審議会においては、第3章2.（4）において述べたように、学習評価について学習指導要領の改訂を終えた後に検討するのではなく、本答申において、学習指導要領等の在り方と一体として考え方をまとめることとした。指導要録の改善・充実や多様な評価の充実・普及など、今後の専門的な検討については、本答申の考え方を前提として、それを実現するためのものとして行われることが求められる。
- 学習指導要領改訂を受けて作成される、学習評価の工夫改善に関する参考資料についても、詳細な基準ではなく、資質・能力を基に再整理された学習指導要領を手掛かりに、教員が評価規準を作成し見取っていくために必要な手順を示すものとなることが望ましい。そうした参考資料の中で、各教科等における学びの過程と評価の場面との関係性も明確にできるよう工夫することや、複数の観点を一体的に見取することも考えられることなどが示されることが求められる。
- 評価の観点のうち「主体的に学習に取り組む態度」については、学習前の診断的評価のみで判断したり、挙手の回数やノートの取り方などの形式的な活動で評価したりするものではない。子供たちが自ら学習の目標を持ち、進め方を見直しながら学習を進め、その過程を評価して新たな学習につなげるといった、学習に関する自己調整を行いながら、粘り強く知識・技能を獲得したり思考・判断・表現しようとしていたりしているかどうかという、意思的な側面を捉えて評価することが求められる。
- こうした姿を見取るためには、子供たちが主体的に学習に取り組む場面を設定していく必要がある、「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習・指導方法の改善が欠かせない。また、学校全体で評価の改善に組織的に取り組む体制づくりも必要となる。

# 公立高等学校入学者選抜の改善に関する取組例 (中学校教職員の負担軽減関係)

都道府県	内 容
岩手県	○入学者選抜で中学校が作成する書類について県教育委員会で様式を作成し、各中学校で利用できるようにしている。
宮城県	○調査書の作成において、差込で印刷ができるものをHPで公開し、利用できるようにしている。
福島県	○合格者一覧を出願先高等学校において提供しているが、遠隔地の高等学校を受験した生徒がいる中学校や受験校の多い中学校では、受験生の可否を出願先高等学校に出向いて確認することについて負担となっていた。そのため、平成26年度入学者選抜からそれまでの手交による配付に加え、希望する中学校に対して、電子メールによる配付も行ってきた。 しかし、電子メールによる配付を実施するに当たっては、中学校と高等学校の両者における事前の手続きにおける負担や合格者発表当日の高等学校側の負担等について様々な課題が指摘されてきたため、現在その負担軽減に取り組んでいる。
茨城県	○郵送による出願を認めている。
群馬県	○願書の保護者住所記入欄を簡略化している。
千葉県	○前期選抜等の選抜結果については、これまで中学校の校長が作成した「受領書」を持参した方（中学校職員、もしくは代理人とされた志願者本人や保護者等）に対して「入学者選抜結果学校別通知書」等の選抜結果の文書を交付し、中学校の校長をとおして志願者本人に通知していたが、平成30年度入試から「入学者選抜結果学校別通知書」及び「受領書」を廃止し、出願時に提出された選抜結果通知用封筒を用いて志願者本人に通知することとしている。 ○学習成績分布表の提出について、平成30年度入試から、本県内の公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に現に在籍する者以外は不要としている。
富山県	○平成23年度選抜より、推薦入学者選抜における「入学確約書」を廃止している。 ○中高間の書類交換の手続きを統一化している。 ○調査書等の項目に過不足がない、書式に極端なずれがなければよいとしている。 ○入学者選抜に関する連絡等は、可能なものは電子メールで行っている。
山梨県	○高等学校入学者選抜処理システムを導入し、調査書、出願者一覧表、5段階評定集計表等入試に関わる書類を一括で管理している。 ○一括受付の日（全ての県立高等学校が受付のために1カ所に集まる日）を設定し、その場で全ての県立高等学校に出願できる体制をとっている。
静岡県	○中学校に対して、閲覧制限を設けて、各高等学校の合格者番号のホームページ上での提供を行っている。 ○中学校の合格通知書等の受領業務の負担を軽減するため、県内各地区で定めた会場に中学校及び高等学校担当者が集まり、一括して配布している。

# 公立高等学校入学者選抜の改善に関する取組例 (中学校教職員の負担軽減関係)

都道府県	内 容
愛知県	○「学習成績等評定一覧表」の提出を求めないこととしたほか、「評定分布一覧表」を電子データでメールにより提出させることとしている。
三重県	○出願の際に、受付から受検票の交付まで高等学校で待機する必要があったが、希望する中学校には、出願書類を一旦高等学校担当者に預けたまま、他の高等学校へ出願のために移動することを認めた。また、預けた受検票を届けた者と別の者が受け取れるようにしている。 ○出願書類の取りまとめ方や整理方法を統一し、中学校担当者的出願先高等学校における待ち時間を短縮している。
京都府	○願書は各志願先高等学校へ提出することとしているが、府内中学校については、各通学圏ごとに日時及び会場を設定し、一括して受け付けている。
大阪府	○中学校等における事務作業を軽減するため、平成28年度入学者選抜から「成績一覧表作成ソフト」を配付している。 ○平成29年度入学者選抜から「調査書作成ソフト」を配付し、このソフトを使用して調査書を作成した場合は、成績一覧表の提出を不要としている。
兵庫県	○平成27年度入学者選抜より、願書の提出について、入学考査料の収入証紙による納入、郵送による出願を認めている。
奈良県	○調査書作成ファイルを作成し、各中学校で利用できるようにしている。
和歌山県	○一般出願において、和歌山市内9校の高等学校への出願を同一場所で行っている。(1日目の午前中のみ)
島根県	○個人調査報告書、出願者名簿について、県教育委員会が作成・配布する「高等学校提出書類作成シート」を用いて作成し、印刷できるようにしている。 ○余裕を持って生徒の指導や事務作業にあたることができるように、選抜日程を見直している。
岡山県	○調査書作成の効率化を図るため、差込印刷が可能な調査書作成データファイルを、希望する中学校及び特別支援学校に配布している。 ○出願関係書類の一部を、岡山県教育庁HPから入手できるようにしている。 ○中学校から質問の多い内容を、例年中学校に配布している『入学者選抜事務の手引き』の「主な出願関係書類作成に関するQ&A」に追記している。
徳島県	○分校への出願についても、本校で一括して受け付けている。 ○検査当日の中学校教員の引率を不要としている。
福岡県	○一部の市町村教育委員会では、校務支援システムを導入しており、書類の作成に伴う負担軽減をしている。

※平成29年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査(文科省)を基に作成。

※取組内容の自由記述欄を基に作成しているため、各都道府県間の取組の差異を比較することには注意が必要。

# 公立高等学校入学者選抜の改善に関する取組例 (高等学校教職員の負担軽減関係)

都道府県	内 容
岩手県	○全県立高等学校に「入学者選抜事務運用管理システム」を導入し、報告資料や選抜資料作成の負担軽減をしている。
宮城県	○入試処理の作業の効率化が図られるように、合否判定会議資料作成等に活用できる入試処理ソフトを各校に配布している。
福島県	○合格者一覧を出願先高等学校において提供しているが、遠隔地の高等学校を受験した生徒がいる中学校や受験校の多い中学校では、受験生の合否を出願先高等学校に出向いて確認することについて負担となっていた。そのため、平成26年度入学者選抜から、それまでの手交による配付に加え、希望する中学校に対して、電子メールによる配付も行ってきた。 しかし、電子メールによる配付を実施するに当たっては、中学校と高等学校の両者における事前の手続きにおける負担や合格者発表当日の高等学校側の負担等について様々な課題が指摘されてきたので、現在その負担軽減に取り組んでいる。
千葉県	○平成30年度入試から前期選抜等において、高等学校に提出済みの校長承認に必要な書類は返却しないこととしている。
東京都	○平成29年度入学者選抜において、学力検査等の検査結果を記載する選抜用評定等確認表を中学校へ送付する際、本人からの同意を得るために「同意書（実施要綱に定める様式）」の提出を求めてきたが、入学願書の裏面に組み込むことで、受付、作成及び確認等の作業の効率化をしている。 ○平成28年度入学者選抜から、デジタル採点システムの導入により、合否判定会議資料、学力検査等得点表及び選抜用評定等確認表等作成の効率化をしている。
神奈川県	○マークシート方式導入に伴い、中間点のない問題について「デジタル採点」を導入し、業務を軽減する予定としている。
富山県	○平成23年度選抜より、推薦入学者選抜における「入学確約書」を廃止している。 ○中高間の書類交換の手続きを統一化している。 ○各種書類の電子データを提供している。 ○書類の項目に過不足がない、書式に極端なずれがなければよいとしている。 ○入学者選抜に関する連絡等は、可能なものは電子メールで行っている。
福井県	○従来は試験実施後、採点のために費やす日数は2日だったが、平成30年度入学者選抜から追検査を実施することにより、採点のために費やす日数を5日としている。 ○受験生の重なりがあまり見られなかった全日制、定時制の第2次募集を一本化することにより、過密な入試日程を緩和している。
山梨県	○高等学校入学者選抜処理システムにより、中学校からの出願の内容をデータで受け取ることができ、入力作業を省いている。 ○合否判定会議資料の作成もシステムで作成することを可能としている。 ○一括受付の日を設定することで、一括受付以外の受付日の業務の負担軽減をしている。



# 公立高等学校入学者選抜の改善に関する取組例 (高等学校教職員の負担軽減関係)

都道府県	内 容
三重県	○出願書類の取りまとめ方や整理方法を統一し、願書の受付業務の効率化をしている。
京都府	○各高等学校の合否判定作業について、可能な限りシステム化するよう取り組んでいる。
大阪府	○平成29年度入学者選抜から、中学校が作成する調査書については、原則として調査書作成ソフトを使用してQRコードを印刷することとし、成績一覧表の提出を廃止している。これにより、高等学校が調査書と成績一覧表を照合する作業がなくなり、また、評定をスキャナーで読み込むことで、高等学校の負担軽減をしている。
兵庫県	○平成29年度入学者選抜より、複数志願選抜における合否判定資料の見直しを行い、判定作業の効率化をしている。
奈良県	○入試業務支援システム（出願者数、受検者数、合格者数、検査場警備、検査終了の報告等）により、負担軽減をしている。
島根県	○高等学校の選抜事務は、教育委員会が作成する「選抜事務処理システム」を使って作業を行っている。 ○合否判定会議資料や教育委員会に提出する報告様式等はすべてシステムで作成し、印刷することを可能としている。 ○「高等学校提出書類作成シート」を用いて作成した中学校からの提出書類を原本とともに暗号されたデータをCD-Rに保存して提出することにしており、CD-Rから「選抜事務処理システム」で当該データを読み取ることにより、入力作業の負担軽減をしている。
岡山県	○入学者選抜事務処理システムを各高等学校に配布し、選抜委員会資料作成を効率化している。
徳島県	○平成28年度入試より、各高等学校から県教育委員会への報告事項（合格者数等で、管理職持参としていた資料も含む。）を可能な限りメール（個人情報を含むものは暗号化）での報告に変更している。
高知県	○採点業務や選考業務が長引いたとしても、一定の時間を区切って、それ以降の業務は行わず、別日に改めて実施するよう、県教育委員会が指導している。
大分県	○入学者選抜処理システムを導入し、教職員の入試事務の効率化による負担軽減をしている。
沖縄県	○これまで入試業務日程が厳しく、「日程を増やして欲しい」との要望、改善要求等が多くあったことを踏まえ、平成29年度入試から、入試業務日程を1日増やしている。

※平成29年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査(文科省)を基に作成。

※取組内容の自由記述欄を基に作成しているため、各都道府県間の取組の差異を比較することには注意が必要。



# 学校において作成する計画等(一覧) 【概略図】

●学校において作成する計画等(※)は以下のとおり。なお、作成が必須とされているものについては太字下線としている。  
 (※) 法令(◆)、通知(○)、答申、報告書等(□)(国(主に文部科学省)から出されているもの)に根拠がある計画等

□ …学校単位で作成されるもの

○ …児童生徒ごとに作成されるもの

## 学校運営関係

◆(学校評価に関連して設定する)目標等  
(※自己評価の実施等が義務付けられている)

◆学校の運営に関する基本的な方針  
(※学校運営協議会が設置された学校の場合は必須)

## 学習指導関係

◆道徳教育の全体計画

◆総合的な学習の時間の全体計画

◆特別活動の全体計画

◆食に関する指導の全体計画

◆各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動(学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事)の指導計画

○学校図書館全体計画等

□体育・健康に関する指導の全体計画

□(人権教育に係る)年間指導計画

□部活動の指導計画

◆消防計画

◆学校安全計画

◆(日本語指導に係る)個別の指導計画

◆危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)

◆学校保健計画

◆(特別支援教育に係る)個別の指導計画 (注)

□保健室経営計画

□(キャリア教育に係る)全体計画

□食物アレルギー対応委員会 年間計画

## 生徒指導関係

○進路指導方針

◆(特別支援教育に係る)個別の教育支援計画 (注)

□校内研修計画

◆学校いじめ防止基本方針

○不登校児童生徒の支援計画

(注) 特別支援学校では必須。次期学習指導要領では、小・中学校の特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒については必須。